



同(玄業光一郎君紹介)(第四七三号)  
同月三十日

戦争被害に関する調査会設置法の早期制定に関する請願(伊藤忠治君紹介)(第四九一号)

同(川内博史君紹介)(第四九二号)

同(中川智子君紹介)(第四九三号)

同(青山二三君紹介)(第五九三号)

同(池田元久君紹介)(第五九四号)

同(北村哲男君紹介)(第五九五号)

同(鳩山由紀夫君紹介)(第五九七号)

同(山花貞夫君紹介)(第五九七号)

十月一日  
戦争被害に関する調査会設置法の早期制定に関する請願(赤羽一嘉君紹介)(第六四三号)

同(上田勇君紹介)(第六四四号)

同(上原康助君紹介)(第六四五号)

同(遠藤乙彦君紹介)(第六四六号)

同(大野由利子君紹介)(第六四七号)

同(海江田万里君紹介)(第六四八号)

同(川内博史君紹介)(第六四九号)

同(土井たか子君紹介)(第六五〇号)

同(藤木洋子君紹介)(第六五一号)

同(赤松広隆君紹介)(第七二二号)

は本委員会に付託された。

九月二十九日

青少年健全育成の法律制定に関する陳情書外二件(徳島県三好郡東祖谷山村字京上一五七の二)

東祖谷山村議会議内(西虎夫外二名)(第九八号)

同(滋賀県大上郡甲良町大字在士三五三の一)

良町議会議内(上田敬治郎)(第一五九号)

旧台湾出身元日本軍人に対する補償に関する陳情書(広島市安芸区中野七の六の二五福田幸雄)

(第九九号)

軍人恩給の改善に関する陳情書外四十五件(宮城県古川市塚目字原屋敷一四五の三中鉢一雄外

四十六名)(第一五六号)

戦争犠牲者への補償に関する陳情書(長崎県佐世保市熊野町四の一〇川崎邦治郎)(第一五七号)

国際高齢者年の推進に関する陳情書(東京都新宿区西新宿二の八の一東京都議会議内(中晃三)(第一五八号)

十月一日

軍人恩給の改善に関する陳情書(宮城県登米郡追町新田字守沢二〇九千葉勉)(第二〇五号)

国民の祝日に関する法律改正に関する陳情書外一件(栃木県栃木市入舟町七の二六栃木市議会議内(佐柄和男外一名)(第二〇六号)

情報公開法の早期制定に関する陳情書(札幌市中央区北一条西一〇佐藤義雄)(第二〇七号)

非核三原則の法制化に関する陳情書外二件(茨城県鹿嶋市平井一八七の一鹿嶋市議会議内(大沢寿久外二名)(第二〇八号)

青少年健全育成の法律制定に関する陳情書(滋賀県近江八幡市桜宮町二二六近江八幡市議会議内(赤部豊尚)(第二〇九号)

九月二十五日

国家公務員法第二十三条の規定に基づく国家公務員法の改正に関する意見

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(海江田万里君外五名提出、第四百二十二回国会案(第一五号))

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(原田昇左右君外五名提出、第四百二十二回国会案(第一五号))

の撤回許可に関する件

一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例

に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案起草の件

○二田委員長 これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

第四百二十二回国会、海江田万里君外五名提出、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案及び第四百二十二回国会、原田昇左右君外五名提出、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、それぞれ提出者全員から撤回の申し出があります。これを許可するに御異議ございませんか。

(異議なし)と呼ぶ者あり)

○二田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

○二田委員長 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。本件につきましては、先般理事会等において協議いたしました結果、お手元に配付いたしましたおりの起草案を得ました。それでは、本起草案の趣旨及び内容につきまして、私からその概要を御説明申し上げます。御承知のように、最近における我が国経済の成熟に伴い、国民の意識、価値観も多様化が進行し、国民の生活も、より個性的でゆとりのある豊かな生活を求めるようになってまいりました。このような社会経済情勢の変化に対応して、国民の余暇の過ごし方も、スポーツや文化などの個人的

な活動はもとより、ボランティア活動や地域活動などの社会的な活動への参加など、幅広い多種多様なものへと変化してまいっております。こうした中、このような余暇活動をより一層充実させるため、国民の間から、特定の曜日を国民の祝日に指定し連休化させようという機運が高まっております。また、欧米諸国におきましても、特定の曜日を祝日にする例が多く見受けられるところであります。本案は、このような現状にかんがみ、よりゆとりのある国民生活の実現に資するため、国民の祝日に関する法律を改正し、一月十五日の成人の日及び十月十日の体育の日を、それぞれ一月及び十月の第二月曜日としようとするものであります。このように、この二つの祝日を月曜日と指定し連休化することにより、国民の多種多様なニーズにも十分こたえることが可能となり、また、年末年始などの特定の時期に集中する旅行や帰省、レジャーなどの活動が分散され、行楽地や交通機関の極端な混雑や道路渋滞の緩和が期待されるところに、余暇活動が活発になることにより経済的な波及効果も期待されるところであります。さらに、祝日の趣旨を反映した各種行事をこの連休時に催すことも可能となり、祝日の意義がより一層国民に浸透することにもなるものと思われ

案

(本号末尾に掲載)

○二田委員長 お諮りいたします。

本起草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○二田委員長 起立総員。よって、本案は委員会提出の法律案とすることに決しました。

なお、本法律案提出の手續等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○二田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○二田委員長 次に、内閣提出、一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案及び内閣提出、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。太田總務庁長官。

一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案  
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

○太田國務大臣 ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本年八月十二日、一般職の職員の給与の改定に関する人事院勧告が提出されました。政府としては、その内容を検討した結果、勧告どおり実施することが適当であると認め、一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律について所要の改正を行うこととし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

最初に、一般職給与法の改正関係について申し上げます。

第一に、俸給表のすべての俸給月額を、人事院勧告どおり改定することといたしております。また、公安職俸給表(一)に特二級を新設することといたしております。

第二に、原則として、五十五歳を超える職員は特別の場合を除き昇給しないものとするものといたしております。また、五十六歳以上の職員のいわゆる普通昇給の昇給期間を十八月または二十四月とする取り扱いを廃止することといたしております。

第三に、初任給調整手当について、医師等に対する支給月額の限度額を三十一万六千四百円に引き上げること等といたしております。

第四に、扶養手当について、満十五歳に達する日以後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある扶養親族たる子に係る加算額を一人につき月額五千元に引き上げることといたしております。

第五に、単身赴任手当について、基礎額を月額二万三千元に、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて支給する加算額の限度額を月額四万五千元に、それぞれ引き上げることといたしております。

第六に、宿日直手当について、通常の宿日直勤務に係る支給額の限度額を勤務一回につき四千元に引き上げる等、所要の改善を図ることといたしております。

第七に、義務教育等教員特別手当について、中等教育学校の前期課程に勤務する教育職員等に対して支給することといたしております。

第八に、非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、その限度額を月額三万九千二百円に引き上げることといたしております。

次に、任期付研究員法の改正関係については、任期付研究員に適用する俸給表のすべての俸給月額を改定することといたしております。

以上のほか、施行期日、適用日、この法律の施行に関し必要な経過措置等について規定することといたしております。

引き続きまして、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、ただいま御説明申し上げました一般職の職員の給与改定にあわせて、特別職の職員の給与について所要の改正を行おうとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額を、一般職の職員の給与改定に準じて引き上げることといたしております。

第二に、特別職の職員である常勤及び非常勤の委員等に支給する日額手当の限度額を、一般職の職員の給与改定に準じて引き上げることといたしております。

ております。

以上のほか、この法律の施行期日、適用日等について規定することといたしております。

以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○二田委員長 これにて両案についての趣旨の説明は終わりました。

○二田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。倉田栄喜君。

○倉田委員 平和、改革の倉田でございます。まずは、給与法案を中心にお尋ねをさせていただきます。

私も、人事院勧告の完全実施を望む立場であることに変わりはありません。しかし、現下のこの大不況の中で、平均とはいえども〇・七%引き上げるといふ根拠を国民の皆様にもおわかりいただけるよう、まずこの点の御説明をいただきたい、このように思います。

○中島(忠)政府委員 公務員の給与というのは、今先生がお話しになりましたように、何よりも国民に理解され、納得していただく必要があるというふうにかねがね人事院は考えております。そういう考え方に基づきまして、ことしは殊のほか意を用いまして、民間企業の給与改定の状況を詳細に調査をいたしました。

私たちは、いろいろな観点から調査をいたしました。単に給与改定の状況だけではなく、いかに民間企業が、ベースアップの財源を捻出するためにいろいろな合理化をしておりますけれども、いかなる方面でいかなる合理化をしているかという点について調査をしたわけでございます。その結果、従来とは異なりまして、今回は、従

業員数の削減というところまで乗り出して、企業はかなり見受けられたところでございます。

そういうような民間の厳しい状況というものを私たちは把握した上で、やはり公務員の世界におきましても、組織定員の合理化、あるいはまた定員の削減というものにつきまして積極的に取り組んでいく必要があるだろうというふうに認識いたしました。そういうような提言を今回の勧告の前提となります報告の中できっちり述べております。

そういうような前提で私たちはベースアップの状況を調査したわけでございますけれども、民間の業種別の状況というものはいろいろございまして、実を言いますと、非常に厳しい。例えて言いますと、不動産業界とか建設業界というのは非常に厳しい側面がございます。反面、かなりいい給与改定をしているようなところもございました。そういうところは現下の厳しい状況のもとにおいては表面には出てまいりませんが、そういうところもございました。

そういうことを私たちは把握した上で、ことの春に、賃金改定をしたところ、またしないところ、あるいはまた精算中の企業というところなども調査をいたしまして、民間の労働者について、一体どういような賃金改定があったのかということ調査し、その平均的な姿というものを算出したところ、今先生がお話しになりましたように、〇・七六%という率が出たわけでございます。

この率につきまして、公務員についてもやはり民間の平均的な姿で賃金改定をさせていただくことが公務員が安心して公務に取り組んでいくというために必要だろうというふうに考えまして、私たちは今回こういう給与勧告をさせていただいたわけでございます。私たちのいろいろな調査とか、我々の意のあるところをお酌み取りいただきたいというふうに思います。

○倉田委員 官民の較差が、今人事院総裁にお答えいただきましたけれども、〇・七六%、二千七百八十五円、こういう数値である、こういうことでございます。私は、ちょっと気になる新聞を見たわけでありませうけれども、労働省が三十日発表しました八月の月勤の統計速報、これによりまして、給与のマイナス幅は最大であつて、八月は三・八%現金給与総額であるけれども減つてゐる。これは残業手当など大幅に減少している。こういう労働省の速報が発表されて、これは同日の夕刊付で報道されたところでございます。

この労働省の発表と、人事院で平均〇・七六%官民較差がある、これは一体どこがどういふふう違つてゐるのか。国民の皆さんは、この労働省の発表の新聞の方を見ますと、官民較差が〇・七六%あるというのをおかしいのではない、こういう疑問を持たれると思つた。私もこの新聞だけ読んだときにはそういう気もしたわけでありませうけれども、この労働省の発表と人事院勧告の基礎となつた数値というのは、どこが違つてこういう結果になるのか、その点について御説明いただきたいと思つた。

○中島(忠)政府委員 民間企業というのは、こういう不景気の時期におきましては、いろいろな工夫といふ措置を講じて、不況を乗り切るうといふふうをいたします。通常言われておりますことをわかりやすく申し上げますと、一つは、やはりパート労働者というものを活用する、そして景気変動に対応していくということがよく言われます。もう一つは、やはり残業時間を少なくして残業手当というものを少なくしていくということを行います。

労働省の先ほど先生が御指摘になりました統計というのは、事業所規模が五人以上の事業所、そしてパート労働者を含む労働者の賃金の状況というものを調査して発表しておるわけでございませう。

す。したが、いまして、こういう不景気な時代におきましては、超過勤務というものが少なくなつておりますし、またパート労働者の比率というものが高くなつておる、そういう状況でございますので、残業手当を含めました現金支給総額ということで見ますと、一年前に比べてマイナスが立つておるといふことでございます。

私が申し上げたことを端的に申し上げますと、三つの点において異なつておるといふことで、一つは対象事業所というのが五人以上の事業所というものを対象にしておるといふこと、そしてパート労働者が含まれておるといふこと、そして三番目は残業手当というものを含む現金支給総額というものを対比しておるといふことでございませう。

人事院の、私たちが調査をいたしまして、私たちが公務員給与の統計を出します場合、その三点において違ひがございますので、労働省の場合にはマイナスが立つておる。仮に私たちの方で試算をいたしますと、残業手当を除きますと、労働省の場合にもプラスが立つておるといふことを承知いたしました。

○倉田委員 それでは、給与改定の内容の方についてでも少し、これは全体にもかかわりますのでお尋ねをいたしますけれども、まず、俸給表についてであります。

改定の内容の中で、今回の給与法案、俸給表の改正がされておるわけでありませうけれども、全体として、その傾向として、給与カーブの早期立ち上がり型への修正、こういうことが言われているかと思つた。早期立ち上がり型への修正ということ、それは一体どういふうねらいで、どういふことでそういうふうな修正になつておるのか。この点はいかがでしよう。

○武政政府委員 私ども、俸給表の改定を行うわけですが、その場合に、当然のごとく給与カーブ

を想定するわけでございます。その給与カーブをどういふ形にするかというのが問題でありませうが、現在の民間の状況を勘案しまして、年功色を薄めるという趣旨のもとに、若中年層が在職する号俸への配分を厚くする、そして比較的年功色が低いといふ高年齢層が在職する高い号俸につきましても薄くする。そうしますと、カーブとしては、若いところは立つてきて、高年齢層が在職するところは寝てくる、こういうことになるわけでありませう。やはりこれは、民間がそういう配分傾向をしていませう。

さらに、私ども、当局なり組合なりという方々の意見も聴取しながら配分をやつておるわけでございませうが、そういう方々につきましても、若いところにより厚く配分をという要望がございませう。その辺を勘案しまして取り組んでおるわけでございませうが、具体的に申し上げますと、俸給表をつくる際に、ことしの場合で申し上げますと、行政職(-)の場合、平均〇・七%改善を行つておるわけですが、最高で若いところでは一〇%、高年齢層が在職するような比較的多いところにつきましては〇・三%といった形で傾斜配分を行つておる、そういうことでございませう。

○倉田委員 さらに改正の中身の点でございませうけれども、各俸給表で、看護婦さんに配慮をした、それからさらに公安職(-)について特二級を新設して刑務官の実態を考えた、こうあるわけでありませうけれども、この中身を少し、簡潔で結構でございますので御説明願ひたい。

○武政政府委員 看護婦さんの給与につきましては、私ども、医療職(三)俸給表を適用しております。基本的に、行政職を基本として官民比較を行い俸給表をつくつておるわけですが、行政職との均衡を医療(三)俸給表についても改定を行うということをやつておる。

看護婦さんの職務の内容を人材確保といふ

たような諸情勢を配慮しまして、近年、わずかながらではありますが、看護婦さんにつきましては行政職との対比で若干の上積み改善を行っておるということでございます。さらに、一般の看護婦さんのみならず、ベテランの婦長さんあるいは看護部長さんといったところにつきましても若干の上積みを行つておるということでございます。

今日のような、率が小さいわけですから、若干と申しましても、具体的には金額にしまして通常ペースに対比しまして百円から三百円、そのぐらゐしか積めないわけですが、看護婦さんの職務につきましまして勤案しているということでございます。

もう一つお尋ねの公安職俸給表でございます。公安職俸給表(一)につきましては、これは団結権を含めて労働三権が適用されない職種、国家公務員の場合は主として刑務官とか入国警備官という方々であります。この俸給表につきましましては、行政職との均衡で、いわゆる水準差を設けて俸給表をつくつておるわけですが、その在職実態を見ますと、特に刑務官につきましては、十一級の中で二級に在職しているのが多い。どうしてかと申しますと、やはり下位級で仕事をされる職種でございますので、どうしても第一線の職員がより多く必要だということでございます。

他方、行政職なんか見ますと、職位が上がるとともに級が上がつていくことがございまして。そうしますと、刑務官の在職実態をつぶさにまた見ますと、二級につきましましては看守部長さんとか主任看守部長さんといった職務の遠う方々が混在をしておるわけでございます。そこで、通常の給与改定というのとは十分改善が行き届かないものですから、この際、二級と三級の間に特二級をつくりまして、看守部長さん方々の処遇を改善する、そういった取り組みを行つたわけでありま

○倉田委員 さて、私どもも人事院勧告の完全実施が望ましいという立場ではありますけれども、その中で一つだけ、一つだけというよりも、いわゆる昇給停止年齢の問題ですね。現行五十八歳でありますけれども、これが五十五歳に引き下げられる。この点については、これで果たしていいのだろうかという問題意識を持つわけでありまして。どうして五十八から五十五、定年を六十だといふと基本的な昇給というのは五年間もペースアップないよという形になるわけでありましてけれども、これは一体どういう理由でこういう措置をとられるのか。

まず人事院の方に、この根拠、理由というのを簡潔で結構ですので御説明願いたい。  
○武政政府委員 先ほど給与カーブの話もさせていたいただきました。給与の改善を行う際に、やはり給与制度につきましても広く御理解をいただくような制度である必要があると思つております。

最近の民間の状況を見ますと、やはり中高年齢従業員につきましては賃金の上昇を停止し、あるいは賃金を減少するという事業所がふえてきております。私どもの調査によりますと、定期昇給制度がある事業所で五・二・六%、こういった状況がございまして。他方、公務の方におきましては高齢層職員の給与水準がどうなつておるかということでございますが、毎年の給与改定あるいは昇進に伴う給与上昇という制度改正を伴ひまして、着実に改善されているわけでありまして。

そうしますと、高年齢層職員につきまして、民間の水準あるいは公務の水準ということで乖離が生じてまいります。そこで、俸給表上でその乖離を小さくしていくというのは可能ではあるわけでございますが、やはりそれは限界がございまして。したがひまして、この際、昇給制度という形で五十八歳を五十五歳に引き下げさせていただいて、そして民間への対応、そして給与配分の適正化を

図りたい、こういうこととつた措置でございます。御理解いただきたいと思います。

○倉田委員 総務庁長官にこの問題について、大臣、本当にどう思われるか、率直に御所見をお伺いできれば、こう思うわけですか。

今申し上げましたとおり、定年が六十だとすると、五十五歳で昇給は停止しよう、あるいは定年がさらに延長するよな時世になると、そのとき考えればいいのかもしれないけれども、本当にどうなるのか。しかも、この昇給停止問題で一番、特に影響を受けられる方々は地方公務員の方々であり、ノンキャリアの方々であると思つておられます。この間、人事院勧告のときも少し私は申し上げさせていたいただきましたけれども、五年間も昇給なしでいいのかどうか。そうしたら、それくらいになつたら首にならないように休まずには行こう、しかし働きはしませんよ、こういうふうな士気の問題に影響してくるのではないのか。地方の公務員の方々、本当にどうなんだろう、ノンキャリアの方々、この問題、五十五歳昇給停止というのは本当にこれいいのかという気がしてならないわけでありまして、長官、大臣としてこの問題、どう御感想をお持ちになりますか。

○太田国務大臣 倉田委員のおっしゃる御懸念もわからないわけではございません。しかしながら、これからスケジュールに上つてくるかもしれないけれども、在職年齢を長くする、あるいは高齢者をもう一回雇用するとか、そういうことがもう頭の中にあるのだらうと思つて。そして、そういう在職期間が長くなるということや高齢者雇用ということも考えると、年功的な部分というのをなるべく抑えていくという考え方に変わらざるを得ないのではないかと、そういうふうに思つて。ですから、今おっしゃった点は懸念されるわけでございますけれども、それ以上に、今からこの

ライフサイクルを見直しすることを念頭に置いたとき、やむを得ないのかなというふうに思うわけでございます。

それと、やる気がなくなるかということ、それはその間にも特別昇給とかペースアップとかあるいは昇格による昇給というようなこともあると思つたので、必ずしもインセンティブがゼロになるということではないかと思つて。

○倉田委員 年次の昇給は停止になるということ、しかしいわゆる地位が上がるということ、あるいは特別功勞による、まあ例外的措置は多分あつて、五十五歳から六十歳まで全然給与が上がらないということではそれはないのだから、この理解をいたしております。

ですから、それはそのことを今大臣お話しになつたのだと思うのですが、やはり基本的に、先ほどお答えをいただいた中であつたわけでありましてけれども、俸給表全体を見直すことによつても可能ではあるけれども、それは限界がある。

しかし、私は、俸給表を早期立ち上がり型に將來定年延長も含めて変えていかなければならないのだとしたら、まさに俸給表自体を、全体に早期立ち上がり型にいくのかどうかはいろいろあるとしても、なだらかに見直すことによつて、やはりそれなりにペースアップしていくという方法はあるのではないかと、私も思います。また、いわゆるこの導入問題につきましても、今中央省庁再編の議論を我々は行つておるわけでありまして。そして、同時に公務員制度全体というのでもまた公務員の方々も含めて見直しを行つておるわけでありまして、この中で私はもつとこの問題、もう五十五歳で打ち切るよということではなくて、全体を見直す中で、なだらかな俸給表という早期立ち上がり型というのか、そういうこととでさらに改正、検討の余地はあるのではないかと、そういう気がしてなりません。

それは、人事院総裁にも、そして総務庁長官にも、五十五歳で昇給停止ですつといののだよといふことはぜひ御検討いただきたいといふことを、お答えは要りませんので強くこれは要望しておきたい、こう思っております。

そこで次、今この俸給表の改正についても、これはまさにこの間もお尋ねをさせていただきましただけども、人事院のまさに専管事項である。私のお尋ねに對しても、中身等については人事院の方から特に詳しく御説明をいただいております。

従来、国会の議論の中でこの給料表等の改正法案、これは今人事院は意見の申し出をされて総務庁が法案提出をされるという形になっておられるわけでありすけれども、公務員法の条文を見ますと、私は、公務員法の二十三条とか二十八条とか六十三条とか関連条文があるわけでありすけれども、その中身を実際やっておられるのも俸給表に關して言えは人事院なので、人事院にこの給与法案関連と申しますが、この法案提出というものはもう認めた方がいのではないのか、それが本来の公務員法の条文から読み取れる趣旨なのではなからうかという気がしてならないわけでありす。

人事院総裁、この点はいろいろ議論があつていふことは承知なのですけれども、今の時点でお尋ねになつておられますか。

○中島(忠)政府委員 私たちのように既成の制度で頭が縛られている人間にはちよつと発想できないような御提言でございました。考えてみますと、そういうようなことも検討してみることがあるのかなというふうに思ひます。

ただ、現在の国家公務員法の中では、法案提出といふことに関しましては、今先生がお挙げになりましたようないろいろな条文がございます。そういう条文が設けられた背景とかその思想といふ

ものもよく検討してみなければ、なかなか結論の出ない問題だと思ひます。

ただ、内閣が国会を通じて国民に對して責任を負うのだ、こういう基本的な立場がございすし、その基本的な立場との關係がどうなるのかといふことも検討してみなければならぬと思ひますので、ひとつ将来の検討課題としてちよつとたいたいしたいといふふうに思ひます。

○倉田委員 この議論は、決して思ひも及ばないといふ議論ではなくて、この内閣委員会の中で過去私は相当議論がされてゐる問題だと思ひますので、これはどういふ形にしてもこれからの公務員制度、そして給与のあり方といふものについて検討される時に起つてくる問題だろうと思ひますので、ぜひ御研究をいただきたい、こう思ひすのであります。

ちよつと済みません、時間が四十五分なものですから、関連で二点だけ、給与をちよつと離れますけれども、この間の人事院勧告の話にも關係するものから、お尋ねをしたいと思います。

やはり九月三十日付の新聞報道で、幹部職員に對する研修といふことで、総務庁として研修施設建設の予算要求をしてゐるといふ報道がございました。

これは幹部職員の研修といふことでありますけれども、後で人事院にもお聞きいたしますけれども、国家公務員法七十三条を見ますと、研修は人事院の所管といふことになつてゐるといふふうに思ひます。この研修施設建設といふことで予算要求をしておられるといふことは事実なのかどうか。そして、幹部職員の研修といふことはどういふことなのか。これはいかがでしようか。

○中川(良)政府委員 ただいま御指摘ありましたとおり、現在、国家公務員法上、研修は人事院とそれから各任命権者が実施するといふことになつております。

これにつきまして、昨年十一月に公務員制度調査会が意見を提出してございまして、その中で、中央人事行政機関の機能分担の見直しと関連いたしまして、まず内閣総理大臣が内閣の重点政策等に関する研修を、それから人事院は職業公務員の育成等に関する研修を、各任命権者は業務遂行に必要な職員の専門性の向上等に関する研修を行うべきであるといふこととされてございす。

これは、行政の総合性確保を図るといふ観点から、幹部職員等に対しまして内閣の重点政策等の徹底を図るといふことが重要であるといふ考え方、それからその時々内閣の重点政策について幹部職員に徹底するといふことになりすすと、第三者機関である人事院でもなくまた各任命権者でもなく、やはり内閣の責任として内閣総理大臣が研修を行うべきではないかといふような観点から出されたものでございす。

総務庁といたしましては、現在この意見に基づきまして、例えば行政改革とか内閣機能強化といった重要課題でありますとか、あるいは行政手続とか行政情報に關連する新しい行政の手法に基づく幹部の発想の転換を促すとか、そういったような観点からの研修が必要ではないかといふことで検討してございまして、お尋ねの研修施設に關する予算要求につきましては、今回、景気対策臨時緊急特別枠のうちの非公共事業分といふことで要求をさせていただいておるものでございす。

○倉田委員 総務庁のもとに置かれた公務員制度調査会の意見の中にこの項目があるといふことは承知をいたしてございすし、前回もこの問題について総務庁長官にも官房長官にもお尋ねをさせていただきまして。

それで、この問題が根本的なところに触れないのかどうかといふこともあるのだからと思ひます。人事院総裁に、いわゆる国家公務員法七十三

条の趣旨、そして幹部職員に對する人事院の研修、公務員が全体の奉仕者である、しかも公正中立でなければならぬといふことも論議をされてゐるとおりだと思ひますが、この点について総裁はどうかお尋ねになつておられますか、総裁の御所見をいただきたいと思ひます。

○中島(忠)政府委員 民主政治のもとにおきましては、政権交代といふのも考えなければならぬだろう。数年前に政権交代がございまして、そのような場合に、公務員といふのは、いかなる政党が政権をとり内閣を組織されましたも、その内閣にお仕えするといふのが民主政治のもとにおける公務員だと思ひます。公務員の政治的中立性あるいは行政の中立性といふことで言われるその中の重要な要素だといふふうに思ひます。

したがいまして、この中立的な公務員を養成するといふ仕事は、中立的な機関である人事院の仕事だといふのが七十三条の趣旨だといふふうに理解してございす。この考え方は、人事院が創設以來、現在まで終始一貫いたしてございす。別段我々が肩を張つてそういうことを言うわけではなくして、国家公務員法が制定された当初からそのように言われておるといふことを申し述べさせていただきます。

最近、行政が高度化し複雑化して、なかなか難しい施策といふのが議論されますけれども、こういう議論の中で、ともすれば今の中立性の議論といふのが忘れられがちでございすけれども、ここ一、二年の状況を見ましても、行政が、施策といふものが複雑、高度化してくればするほど、各政党間の意見といふのが激しく対立するといふ状況が見られますので、やはり中立的な立場といふのが公務員に要請され続けなければならないといふふうに思ひます。

また、幹部職員に對する研修につきましても、我々は長い間研修の仕事をして、そこで実績

もございませし、ノウハウもございませしので、幹部職員に対しましても研修を実施していく、より拡充していくという事は必要だというふうに思っています。

○倉田委員 時間がなくなつてまいりまして、実はこの問題は官房長官にもお聞きしたいと思つたのですが、後で官房長官、九月三十日のこれは毎日新聞ですけれども、「総務庁VS人事院」と、かなり刺激的な見出しで載っておりますので、ぜひごらんいただきまして、また次の機会に官房長官の御所見もいただきたいと思つたので、どうぞ見ておいていただければ、こう思っています。

そこで、もう二三分ですけれども、実は情報公開法につきまして、総務庁長官と官房長官の御所見をお伺いしておきたいと思つています。

御承知のとおり、内閣委員会の理事会及び理事懇談で、政府・与党の提出をされております法案、そして野党三派あるいは共産党案等につきまして、与野党真摯に、できるだけいい法律をつくりましょうということで協議を続けていることは、総務庁長官も御承知のとおりだと思つています。

さきの衆議院の予算委員会の中で総務庁長官は、総務庁長官にお答えを求められてあつた席ではなかつたと思つても、この情報公開法の重要性を認識しておられるからだと思つても、特に答弁にお立ちになつて、政府案がベストであると思うのでよろしくお願ひしたいということをお答えになりました。政府・与党の中で今懸命に修正論議をしておる中で、自民党サイドの方からも非常に真摯な、内容は我々の立場から不十分だとしても、文書で御回答いただいているところでありませし。

総務庁長官、このいわゆる与野党の修正協議について長官はどうお考えになつておられるのか、今の時点で結構でございますのでお答えいただきたい、こう思つています。

○太田国務大臣 与野党の理事、あるいはそれぞれの各党の国対の関係におかれましても、大変な御努力をいただいて、この法案の成立のために力を尽くしていただいていることを大変多量にたしめております。

なお、ここに至るまでの非常に長い時間の過程を考えますと、今時点の案であつても、五年前あたりから考えると、相当自民党と、そうではない、先生なども同じでありますけれども、距離はずつと八〇%ぐらいこちに寄つていくというふうに思つたのです。そういう思いがあるものから、あとそこでそれを九〇%にするのか、八〇%のままでオーケーいただくのかという、そのところに思いがあるということをお聞きして、この話し合ひがうまくいって成立することが何よりも価値があるというふうに思つております。

○倉田委員 話し合ひがうまくいって、ともかくこの情報公開法が成立することが価値がある、こういう御答弁でありますけれども、ぜひ総務庁長官にも政治的リーダーシップを発揮していただきたい、この与野党の修正協議が八十点ではなくて九十点に近い点数がとれるように御努力をいただきたい、こう思つております。

官房長官、せっかく御出席を、大変な時間の中を来ていただいておりますので、官房長官にも、この情報公開法、いろいろ記者会見の中では積極的な御発言をいただいているのではないのか、こう思つても、その情報公開法の早期成立は、今国民多く望むところでありませし。できるだけ民主主義の基礎となるいい法案をつくりたい、こういう思いでありますけれども、官房長官の御所見をお伺ひして、私の質問を終わります。

○野中国務大臣 申し上げるまでもなく、国民に開かれた行政を実現するために、この法律は一刻も早く私は実現をしていただきたいと思つてお

ございませし。

百四十二、百四十三国会と引き続き熱心な御論議をいただけてきたわけでございませしけれども、残念ながら、まだ合意点に達しない、意見の乖離もあると聞いておるわけでございませし。いずれにいたしましても、ぜひ与野党で御論議をいただきまして、一日も早い成立をお願ひして、まずは成立することに意義があると存するわけでございませしので、ぜひ熱心な御論議と集約をいただきませしことをお願ひを申し上げる次第であります。

○倉田委員 以上で終わります。

○二田委員長 次に、三沢淳君。

○三沢委員 自由党の三沢淳君です。

公務員給与法案に対しまして、我が自由党は賛成の立場ですので、いろいろな御意見を本日は官房長官もおられましたら聞きたいのでございませしども、総務庁長官並びに総裁にお聞きしたいと思つた

まず特別職で、内閣で大臣初め政務次官の据え置き法案が一年間出まして、これは評価されませし、きのうも議運の方では国会議員の給与も一年間据え置きという、今のこの景気の悪さからすれば、これは当たり前なことじゃないか、そういうふうにお願ひをしております。

それと、先般から行われております閣僚の給与と一割カットというのはまたそのまま続けられるのか。一律横並びのカットではないに、私の意見をちよつと総務庁長官に感想を聞きたいのでございませしども、私はサラリーマンの経験というのが余りないものでございませし、特別な世界にいてございませし、ファンの方の期待を裏切つたり、球団の期待を裏切れば大きく減俸されたりしまして、その年の年俸が本当に緊張感を持って毎日仕事をしなければいけないという中で、実は今いろいろな省庁で問題が起きておりますけれども、この省庁の長の方

の給料をどんと引いてもらおう、よし、自分にプレッシャーを感じて国民のために頑張るんだというふうな考えがおありかどうか。

給与を減らすとなると、輿論に怒られるかもわかりませしけれども、やはり国民の人のために、この省庁を立て直すのならおれがやつてやるんだというふうな、そういう熱いプレッシャーを自分に与えながら、国のために働くというふうなお考えがあるかどうか、まずは総務庁長官にお聞きしたいと思つた

○太田国務大臣 今の委員の御意見はよくわかるわけでございませし。私も考えないではないわけでございませし、ただ、それは、今現在一割の返納ということをお願ひしておるわけでございませし、これは今回の給与法の閣議決定のときも改めて確認をいたしたわけでございませしけれども、これを続けるというところで、これは一つの政治的な決意であるというふうにお願ひをしております。

実は、余りこれは知られていないのですね。ほとんどの人は知らない。もう少しその辺は、我々の決意のほどを認識していただくような努力をしなければいかぬと思つても、それは、他のそれぞれの大臣、閣僚のそれぞれお考えになることについても、私の方から、こうしましよよということがお願ひをいたしたいと思つた

○三沢委員 人間だれでもお金は減らしたくないし、一円でも多くもらいたいというの、これは人間の常なんです。その辺、総務庁長官御自身で、ぜひ実行していただければ次期総理大臣になるのじゃないかという感じがいたします、それはちよつと言い過ぎかもしれませんが

ぜひ、今国民の人は本当に苦しむ生活強いられるので、その辺の意気込みというのは

やはり必要じゃないかなという感じがいたします。

さて、十月二日発表の総務庁労働力調査結果によれば、平成十年八月分の完全失業者は、前年度同じ月に比べまして二八・六%増しの六十六万人、計二百九十七万人、三百万人となりまして、完全失業率は四・三%と、昭和二十八年以降最悪の水準にあります。

人事院の職種別民間給与実態調査は、常勤の従業員の方だけの給与水準を把握して出しておられますが、三百万人も失業者がいる状況を余り加味されていないと言ったら怒られるかも知れませんけれども、その辺のところがあるのではないかと。

民間は、給料の低迷ではなくて失業問題が本場に今大変重要な問題になっておりますが、その辺のことを要素に入れながら公務員給与改定のことを考えておられるか、総裁にお聞きしたいと思っております。

○中島(忠)政府委員 今先生がお話しになりましたように、民間の失業率の状況というのも非常に厳しい数字がこのところ連続しております。また、実質経済成長率も、昨年度はマイナスであったというふうな統計も出ております。したがって、そういう厳しい状況のもとにおいて公務員給与をどういうふうにするかということにつきまして、私たちが、本来の仕事でございますけれども、非常に悩ましい問題でございます。

そこで私たちは、民間の経営合理化の努力も含めまして、給与改定の状況につきまして詳細に調査をいたしております。したがって、先ほども御答弁申し上げましたように、民間の状況というものを踏まえて、公務員の世界においても、組織・定員の合理化、あらゆる面について、その簡素化、合理化というものを努めていかなければならないという認識でござ

ます。また、そういう認識でこれからも取り組んでいかなければ、公務員の給与のあり方について、国民の納得というか理解というものは得られないだろうというふうに考えております。そういう考え方のもとで調査をいたしました。

その結果、私たちが結局結論として得たものは、民間においては、大変厳しい合理化をやりながらも、わずかでございませうけれども、ベースアップの財源というものを何とか捻出して、そういうやり方でございます。

そういう中におきまして、ことしの春は民間におきまして何がしかのベースアップをして、それを私たちはとらえまして、集計をして、今回の勧告ということにさせていただきます。今までの勧告ということにさせていただきます。今までの勧告ということにさせていただきます。今までの勧告ということにさせていただきます。今までの勧告ということにさせていただきます。

○三沢委員 次に、アメリカにおきまして、賃金の決定三原則がありまして、まず一つは内的公正の原則。これは、私も難しいことはちよつとわからなかつたのですけれども、担当職務の価値ですね。同じ職場ですけれども、いろいろな、重要なところとそうでないところとを言ったらおかしいので、すけれども、政府でいえば政策の立案とか計画、これは重要なポイントになってきますけれども、こういうランクで重要なところはやはりたくさん賃金をもらわなければいけないのじゃないかというのが、まずこれは内的公正の原則。

そして二つ目が、個人間公正の原則。これは、同じ仕事場で同じような仕事をする人が同一賃金ではおかしいのじゃないか、特に、同じ仕事でも、片

方はミスをついていないのに、片方は短期間でばつと手早く仕事をしてしまうというのは、同じ賃金ではちよつとおかしいのじゃないかということ。

三つ目が外的公正の原則。これは、民間の相場といひますか賃金と同じように公務員の皆さんにも支払うということであるのですけれども、日本の場合は、民間の給与と同じようなレベルで上げていきましようというのには保たれているのですけれども、この一番と二番、前の委員会でも質問しましたけれども、やはり能力がある、仕事ができばきでできる人にはお金を多く出してあげることがいいのじゃないか。

この二番目の、同じ仕事をやっていまして、同じ仕事をやっててきばいろいろなことを早く仕事をしても同じ給料でしたら、これは手抜きをするのです。僕は野球をやっています、いつもそういう話ばかりではないのですけれども、やはり自分が頑張れば上がるから一生懸命頑張るのですけれども、同じ給料でしたら必ず手を抜きます。そして、人に自分の仕事を押しつけようと思つて、だから、する賢くて、その仕事場というのは能力が上がっていかないと、その仕事場というふうなふうに思っています。

ぜひその辺の公務員制度といひますが、職能給的要素といひますか、大変だと思つたのですけれども、アメリカなんか年俸制度になっておりますので、人事考課制度といひますか、能力において評価して賃金を出してあげるといふような、その辺のことがこれから必要じゃないかと思つています。ただし、いつも言われるのですけれども、民間でもそうですけれども、年俸制になりまして、それじゃだれが評価をするのだ。人間が人間をだれが評価する、その基準はどこにあるのだという難しさもあるのですけれども、その辺のことも考えて公務員制度というのを考えていかねば、公

務員の皆さんも、頑張れば自分は給料をたくさんもらえるのだ、早く仕事をすれば自分は給料をもたくさんもらえる、そういうふうな制度はお考えになつていないか、お聞きしたいと思つています。

(委員長退席、植竹委員長代理着席)

○中島(忠)政府委員 お聞きをしております、全く同感でございます。また、同じような懸念を抱く一人でございます。ただ、せっかくの機会でございますので、一言御説明をさせていただきます。一言御説明をさせていただきます。

日本におきましては、公務員の世界も民間の世界も同じでございますけれども、給与というのは、どちらかといひますと、今まで年功的な要素というのが強かつたというふうに思つています。ただ、現在の激しい国際化時代におきましては、民間企業におきまして、年功的要素といふものを徐々に少なくして、そして、どういふ仕事をしておるか、またどういふような能力を発揮したのかということと給与というものを決めていこうじゃないかという考え方が非常に強くなつております。

公務員の世界におきましても、国家公務員法に六十二条という条文がございます、職務給の原則といひます。この職務給の原則といひます。この職務給の原則といひます。この職務給の原則といひます。この職務給の原則といひます。

私たちが、かねがねそういう意識を持ちまして、ポナナスというふうな言われまふ期末・勤勉手当につきましても、あるいは特別昇給制度につきましても、そういうふうな観点から今まで制度の整備をしてまいりました。ただ、今先生がお話しになりますように、いかにして個人の能力とか個人の実績を評価するかと

いうことにつきましては、なお工夫する余地があるかも知れませんが、各任命権者におきまして問題意識を持ってそういう評価をしていただくように、私たちからもよく各省庁の方に伝達してまいりたい、指導してまいりたいというふうに思います。

○三沢委員 ライバルがいたり、やる気があれば、その職場というのは本当に底上げできると思います。ただ、自分はこつこつとやりたいという人もおられますし、一概にはいろいろ言えないのです。競争がおれば嫌いだという人もおられるかも知れませんが、その辺の一番最低のラインは決めておいて、頑張る人にはやはりお金がもらえらるという、その辺のところでは仕事の能率も上がっていくんじゃないか。

何度も申しましてはいけませんけれども、同じように与えられた仕事で給料も同じようにもらっていたら、その職場といいますが、仕事がなかなかかかどらないのじゃないかと思えますので、やはりこれから仕事がかかどって、国民の人たちのためになるような、そういう公務員制度をつくっていただければ、すばらしい国が二十一世紀に光が見えてくるんじゃないか、そういうふうに思っております。

次に、このお話もちよつと聞きたかつたのですけれども、時間がないかも知れません。今、単身赴任、これを見ますと、今度大幅に引き上げられるのですけれども、沖繩なんかは五百三十三人、かなり四十代、五十代の管理職の人が対象になつて行つておられます。

今一番日本に求められているのは、核家族で、この単身赴任も一つ原因になつているのじゃないかと思ひますけれども、子供の問題、教育の問題、二十一世紀、子供たちが本当にルールやマナーを守れない。家に父親の姿がない、これが私が一番原因だと思ひます。お母さんが全部父親のかわり

をやらなきゃいけない。これだけ女性の方は負担が大きい。育児から教育から父親のことまでやらなきゃいけない。父親の姿がないというのが今の若者の不安さを出しているのじゃないか。やはり男というのは、ひとり立ちさせるために娘や息子を鍛えまくるのが私は父親だと思ひますけれども、その一番柱がないということが子供たちにも曲がつた道を歩ませる原因じゃないか。

そういう意味で、単身赴任も多いたまは二十回から三十回一生に変わられるという、これでは本当に子供さんなんか、何回も出して申しわけないですけれども、野球選手も遠征にしょっちゅう出ますと、帰つてきて次のときに三日ぐらいで出ますと、おじさんまた来てねとかなんか言つて自分の父親じゃないような、子供がそういうふうな見方をしています。単身赴任だったらほとんど家にお父さんの姿がないのですから、その辺のところをぜひこの単身赴任というものをもう一度考えていただければ、教育問題や子供の育成のための一つのポイントがあるんじゃないかと思ひますけれども、その辺のところでは単身赴任について一言だけお願いしたいと思ひます。

○武政府委員 先生単身赴任についての御指摘の面は、もちろんのこと、私も今回取り上げましたのは、職員にとつても大変な負担になる、そして公務能率という意味でも大変な問題であります。単身の前に、転勤についても、できるだけ従来の運用でない転勤というのが求められているのではないかとこのように思ひますが、いずれにしても、全国に展開しているわけですから、国家公務員の場合は転勤及び単身赴任というのはなかなかやむを得ない。

それにつきましては、せめて家庭が分離することによる経費、あるいは月一回といいますが、年に何回か帰れるような帰宅旅費、そういったものは改善しておく必要があるのではないかとこのように取

り組みでやつておるわけでありませう。今後とも努力してまいりたいと思ひます。

○三沢委員 ちよつと長くになりましたけれども、これで質問を終わります。どうもありがとうございました。

○植竹委員長代理 次に、瀬古由起子君。

○瀬古委員 日本共産党の瀬古由起子でございます。私は、提案されている給与法の一部改正案についてなんですけれども、これは史上最底の改善率と言われるベースアップですけれども、国家公務員の労働者を初めとする多くの関係者がその実施を要望しております。しかし、その中に看過することのできない問題が含まれている、この点についてお聞きしたいと思ひます。

第一に、対象となる公務員労働者に対して内容が余りにも大きな不利益を与えるという点。国公労連全法務労組の試算では、特に不利益が大きい人の場合には、定年退職時までの所得が制度改善がない場合に比べて百五十万円以上の減少、退職金へのはね返りで七十六万円以上の減少、合わせて二百三十万円の減額となっております。比較的小さいと試算される人の場合でも百万円以上の減額、こういう状況です。これが第一点です。

第二番目には、これほど重大な制度変更が多く職員や労働組合の反対の声を押し切つて勧告されたという問題です。それから、本日は三点目の問題、国家公務員労働者が重大な制度改善である、大きな不利益を受けると反対しているものをなぜ人事院は勧告する

のかという根本的な問題でもあります。人事院勧告というのは労働基本権利の代償措置と言われていますけれども、勧告が給与水準だけではなく給与制度、また部内配分を含めて理由は一休なぜなのか。言葉を言いかえれば、給与制度や部内配分を使用者である各省庁や総務庁ではなくて人事院が行っている意義というのがあると思うのですけれども、その意義はどこにあるのかという点でまずお伺いしたいと思ひます。

○中島(忠)政府委員 私たちは従来から、職員の勤務条件の変更につきましては、それぞれの省庁の人事管理当局及び関係労働組合の意見を十分聞いてまいつたつもりでございます。今回も、この勧告に当たりまして、いろいろな労働団体の方からよく意見を賜りました。

ただ、できるならば各労働団体が納得していただいた上で勧告するのがいいというふうには思ひますけれども、どうしてもそれが得られない場合に人事院が勧告できないかということになりますと、やはり私たちの方に最後の決断をする余裕を与えていただきたいというふうに思ひます。これからはそういうふうな仕事をさせていたただきたいというふうに思ひます。

それから、給与の水準の問題と制度の問題でございますけれども、これは官民較差というものを算出する過程というものをとらえたいでございます。両者が不可分に結びついているということ御理解いただけるらうというふうに思ひます。

また、私たちは、年金の問題につきましても、あるいはボーナスの問題につきましても、あるいはまた退職手当の問題につきましても、官民それぞれよく比較して結論を出しておりますけれども、この出てきた較差というものを本俸と手当の間どのように配分するかということは、結局はボ

ナスにも退職手当にもはね返ってくる問題でございますので、これは給与制度の中でそれぞれ結びついて問題でございます。したがって、私たちが、全体を見てどのように配分するのいかということをやはり考えざるを得ないということでございます。

そして最後は、やはり公務員というのは、今お話にありましたように、労働三権が制約されておる。その制約されている公務員というものにかわって私たちは仕事をしておるわけでございまして、どのような配分が公務員にとっていいかということとは私たちがやはり意見を申し述べる、また私たちが制度をつくるというのが現在の国家公務員法で定められたシステムだというふうに理解しておるわけでございます。

○瀬古委員 人事院の果たす役割という場合に、例えば公共企業体等労働委員会の仲裁裁定なんかありますけれども、こういう場合は給与水準についての判断を下すにとどまって、あとは配分などは労使の協議にゆだねられる、こういう状況ですよ。ところが、今お話がありましたように、労働基本権、労働協約締結権が制限されている国家公務員の場合には、この国家公務員の利益を守るといふ立場でも人事院というのは働いていただかなければならないと思っております。

これは、国家公務員法の第三条にもきちんと、法的に、人事院が「給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勧告、」そして「人事行政の公正の確保及び職員利益の保護等に関する事務をつかさどる。」というふうに述べているところなんです。

要するに、いろいろな勤務条件の改善もしくは職員の利益の保護、こういう立場で働いていただかなければならないと思うのですが、今回の五十五歳の昇給停止の問題は明らかに改悪になるわけですから、そういう点では、勤務条件の改善や職員の

利益の保護等、人事院の役割がはっきりと法律でも位置づけられているのに、どうして今回のような明確な制度改悪が勧告できるのでしょうか。確かに、いろいろやってみたいけれども、最後の決断は、やってみようかというお話がありましたが、やはり労働組合だつて、職員の方々がそれから管理職の皆さんも、これだけはちよつとやめてもらいたいというお声が出ている中で、改善しなければならぬ役割を果たすべき人事院がどうしてわざわざ労働条件を改悪する方向で提言されるのか、その点はいかがでしょうか。

〔植竹委員長代理退席、委員長着席〕  
○中島(忠)政府委員 いろいろな御意見がございまして。また、私たちがいろいろな意見を聞いてまいりました。御説明申し上げますと、最後は、やはりやむを得ないということでお帰りになる方が大多数でございます。先生もそのようにひとつ最後は結論を出していただきたいというふうに思います。

部分的に、一つの部分だけを見て改悪だ、こういうふうに言われるのは私たちが非常に困るわけでございます。高齢職員層につきまして抑えるということとは、若いところの層につきましてはやはり通常考えられるよりもベースアップの額を厚くする、そして公務員全体としていい給与体系にしていくということでは私たちが機能しておるわけでございますので、一部分だけを見て、改悪だ、あるいは人事院の役割を果たしていない、そういうふうな結論づけをしないようにひとつお願いを申し上げます。

○瀬古委員 公務員全体でも本当に改善措置にならざるものならいいわけですが、実際には、この昇給停止問題というのは今日に始まった問題ではない。過去、国会でも、この内閣委員会でも、さまざまな議論がされているところなんです。それで、歴代といいますが、人事院総裁でも、昇給停止

問題を出すときには大変つらい思いをしながら出していらっしゃる方もおられるわけですね。

例えば、一九七〇年それから七九年に昇給停止問題、昇給延滞問題が国会で大きな議論になったときに、一九七〇年、当時の佐藤人事院総裁は国会の場で、昇給延滞措置の導入のときに、冷酷無残とならないように配慮しなければならぬのだ、何でこんな言葉を使うのかということ、「あたたかい気持ちを持っていけばそういう表現が当然出てくるだろう」、この内閣委員会でも述べられている場面がございまして。

実際には、公務員の給与というのは、若いときに、将来は上がるということ、十代、二十代、三十代、少々低賃金でも耐えてきた。そして、五十五歳になつたら突然昇給停止ですよというのでは余りにもひどいじゃないか、これが自然の気持ちだと思っております。

そういうときに、総裁として、全体で考えて、そこを減らすだけなんだからいいじゃないかみたいなお気持ちなのか。例の佐藤人事院総裁が冷酷無残と言われたような思いは、今日、中島現総裁はその辺はどのようにお持ちになってこの勧告を提案をされたのか、その点の御所見を伺いたいと思っております。

○中島(忠)政府委員 私も同様、非常に心を痛めて今回の勧告に臨んだわけでございますけれども、勧告をするまでに当たりまして、人事院の中では十分議論をし、そして迷い、その結果こういう決断をしたわけでございます。私だけではなくして人事院の幹部は一律に、今回の措置につきまして心を痛めてこういう結論を出させていたのだということでございます。

なお、これはもう先生よく御存じだと思いますけれども、結局、現在の高齢職員のところにつきまして、年代別に官民比較をいたしますと、官民の逆較差になっておる。したがって、若いと

ころは較差が非常に大きいという状況がございまして、今回こういう措置をとらせていただいて、そして余った財源というのを若い人のところのベースアップに振り向けていきたい。そういうことによりまして公務員の給与体系というものがそれなりの姿になっていくだろう、こういうことでございます。

そして、高齢職員というものは、先ほどの答弁でも申し上げておりますように、やはり長い間の皆さん方の努力によりまして、現在の高齢職員の到達級、到達号俸というのは十年前の高齢職員のそれと比べてかなり改善されておるといふ足跡もございまして。そのたどり着いた水準というものを引き下げることなく、これからの給与体系の変更というものをしたいということでございますので、先ほどお願い申し上げましたように、全体を見て、ひとつ御理解いただきたいと思います。

○瀬古委員 特に公務員の職場では、経験を重ねた、そういう職務編成だとか人事配置がされているわけですよ。そういう点では民間と違う問題があるわけですね。本来なら、そういうものも配慮しながら給与をどうしていくかということを決めていかなければなりませんし、全体の枠の中で、ここを厚くするためにどこから持ってこなければいかぬというお話もありますけれども、やはり必要なところには必要な、安定した仕事をしてもらう上では必要な財源も、私ははっきり言って人事院総裁の立場から物を言うべきだということに思うわけですね。

そこで、今回の措置というのは、一九八〇年に採択されましたILOの高齢労働者に関する勧告というのがございまして。百六十二号なんです。この整合性の問題なんです。この勧告は、「高齢労働者に関し雇用及び職業における差別待遇を防止するための措置をとるべきである。」このよう

に明確に述べているわけです。

ですから、年齢によって差別するというものを持ち込むということになれば、この提案というのはこの勧告に逆行しているというふうに考えられるのではないのでしょうか。その点はいかがですか。

除外をして事を考えておりません。他の職員と同様の取り扱いをすることからしても、抵触するようないことはないのでないかというふうにご考えております。

○武政政府委員 この際ですから、私どももILO百六十二号を読ませていただきました。

○瀬古委員 この普通昇給を停止するという問題でも、はっきり年齢でストップさせるわけです。ね。ですから、これは年齢による差別待遇という内容に私は抵触してはどうかと思うので

今回の昇給停止の措置につきましては、先ほど来総裁の方からその必要性については申し述べているところがございますが、普通昇給を停止するというところでございまして、高齢層職員の給与水準を引き下げるといったようなものではありません。しかも、民間でもやっておるといふ状況もございまして、したがって、私どもは、相当の合理的理由といたしまして、年齢による不合理な差別には当たらないものと考えております。

それで、先ほど民間でもやっているとのお話がありました。民間の場合だとして、年齢によって突然、ほかと待遇を変えます。特に賃金を下げます。よだとかそういうことなんかはできないわけですよ。今の、例えば民間でいけば、どこかへ配転するとか出向させるとか、そういうやり方はありますけれども、そういう民間と公務員との関係でいけば、比較できないというあり方といえますか、働き方というのはあるというのには私は前の委員会でも取り上げさせていたのだと思うので

ILO勧告の趣旨という点から見ても、ILO勧告は、加盟国の法制や慣行といった国内事情の枠内での対応を求めているものと承知しております。そういう観点から見ると、我が国におきまして、定年制を初め、合理的な理由がある限り、それは是認されているというふうに考えているわけでありまして、

少なくとも、このILOの勧告は、いろいろな国によって条件はある。しかし、雇用とか職業における差別待遇を防止するための措置という点では、やはりそれぞれの国に積極的な措置をきちんと位置づけているというふうに思うわけ

先生御指摘のように、やはり昇給という面につきましては、昭和四十六年あるいは昭和五十五年にそれぞれ延伸とか停止措置ということがとり行われておりまして、民間においても五十五歳というのが今日的には屈折点になっておるわけでございますから、相当の理由があるというふうに考えております。

ともかく、国内事情の問題も含めてやればこの枠内でいけるのじゃないかみたいなことと、やなくて、今の高齢化社会を迎えて、そういう高齢になつた労働者についての積極的な措置といえますか、そういう問題を提起しているというふうには思っています。この点でも、やはり国際的なおくれというのにはよく御検討いただきたいというふうに思うので

なお、高齢層職員が今後一切給与の上昇がないかということになりますと、毎年の、毎年というか、ペアがあればペアが行われますし、職員の高まりに応じて昇給し、そして給与も上がるといふことになり、あるいは特別昇給ということも適用

さらに、特に一番問題だと思ふのは、いざというときには決断するということと言われたわけ

すけれども、やはり前回の内閣委員会で、給与局長が、この昇給停止の問題は勤務条件に当たると思いますが、職員団体の意見あるいは各省当局の意見も含めて、今後ともよく伺ってまいりたい、意見交換をしてまいりたいと思っております。このように答えられております。

これは、人事院の方針を説明するとか組合の意見を聞きおくといいだけじゃなくて、実施の時期の問題、経過措置の内容など、制度の内容と運用とが大事だと思ふわけですから、その点、いかがでしょうか。

○武政政府委員 今回の勧告をするに当たりまして、十分職員団体の意見は、私を初め審議官クラスあるいは参事官というそれぞれ組合担当の職がありまして、そういう方々も含めて精力的に意見交換をしてまいりました。今後、経過措置等につきましても、そういう姿勢で臨んでまいりたいと思ひます。

ただ、実施の時期につきましては、やはり経過措置を講ずれば講ずるほどと申しますか、早く制度改正はやる必要がある。そして、先生御指摘のように、直ちにすぐというわけにまいりませんから、激変緩和という経過措置は講じてまいりたい。しかし、実施の時期につきましては、十一年の四月一日でございまして、そこで措置をとらせていただきたい、このような法律改正をお願いしているわけでございます。

○瀬古委員 ぜひ、よく関係団体、労働者とも話し合つて進めたいと思ひます。

そこで、国家公務員の倫理を所管している総務庁についてお聞きしたいわけですが、幹部職員、特権官僚の汚職、腐敗、不祥事という問題が相次いでおります。それで、一体この間総務庁は何をしてきたのかと言わざるを得ない事態が生まれているわけ

総務庁人事局が出しております人事管理運営方針を見ますと、公務員倫理の確立を掲げているけれども、不祥事は根絶に向かうどころか、大蔵省接待事件や防衛庁事件にも見られるように、拡大してきたのじゃないかと感じるほどなんですね。

日本共産党を含めた野党四会派で公務員倫理法を国会に提出していますけれども、総務庁長官は、この法律を早期に制定するという声がなかなか聞かなくて、こないような気がするわけですが、政府としてはこの公務員倫理法についてのどのような対応を検討されているのでしょうか、伺います。

○太田国務大臣 前にもお話をいたしましたけれども、私もこの今の場所に来る前は、与党のプロジェクトチームの一員として、野中現官房長官などと一緒に公務員倫理法の与党の案の作成の一員としてやっておりましたので、野党の方からもちらん出ているわけでございますけれども、協議をしていただいて、一日も早く公務員倫理法が成立するように願つておるわけでございます。というのが今の状態でございます。

○瀬古委員 もっとやはり総務庁としては積極的

情報公開法の問題なんですけれども、読売新聞が、十月一日、情報公開についての世論調査を載せております。行政情報の中で特に知りたいものはという質問に対して、官僚の退職金や天下りの実態と答えた人が複数回答で四一・六％で第一位です。第二位が環境汚染の実態で三〇・三％。官僚の天下りを媒介にした業界との癒着など、汚職、腐敗、不祥事根絶と情報公開というのは不可分のものと国民は見ているようにこの世論調査は示し

ております。

十月四日の朝日新聞によりますと、情報公開法について、「自民党内では「うちが是非でも通してくれと頼んでいる法案ではない」との声が出てくる。」と報じております。これは国民から見れば、官僚の汚職腐敗の根絶には極めて不熱心だということと同義語ではないかと思わざるを得ないわけです。

それで、先ほど総務庁長官がこの情報公開法については五年前と比べるとかなり変わってきている、そして成立することに価値があるんだというふうに言われたのですが、では、この五年間をとってみますと、やはり地域で住民の皆さんやオンプスマンの皆さんが本当に苦勞して情報公開の取り組みをしてみえたわけですね。あるときには裁判をやって、それで情報公開を地方で切り開いてきた経過があるわけです。

こういう人たちにとって、今度の国がつくる国の情報公開法が本当にそういう人たちにとって役に立たないものであつてはならないし、その人たちの足を引っ張るものであつてはならないと思うのです。

そういう点では、手数料の問題や知る権利の問題や氏名の公開の問題など、さまざまな取り組みで地方では切り開いてきているわけですが、今現在、ある意味では与野党間で硬直的な状態といえますか、膠着状態があるわけですね。お互いに何とかそこを切り開きたいと考えているわけですが、その点、成立すればいいということではならない、やはりつくる以上はいいものをつくってほしい。

私達ちも、一〇〇%全部のめと言っているわけじゃないのです。せめて、最低これだけという要望を出しているわけで、その点での長官の御決意を伺いたいと思うのですが、いかがでしょう。

○太田國務大臣 先ほど申し上げましたように、成立することがまず第一であります。そして過去の長い歴史の中で、今、それこそ野党、野党と言つたとあれですけども、共産党さんも含めて大変熱心な我が党ではない各政治勢力の御努力があつて今日まで来た。そして最終的には、この五年間の経緯からいへば、自由民主党の中も大きく変わつて、あるいは官界も変わつたのだと思つて、そういうことは必要だというふうにご意見を伺つてきた。時代の変化があつてこゝまで来たと思つてます。

そして、それは歴史的に見れば大変な変化であつたと思つたので、そこで、いま一步というお気持ちもわかるわけでございますけれども、どうかひとつ成立の方にウエートをかけていただきたいというふうに思つてございます。

○瀬古委員 国民の願ひをしっかりと見詰めていただいで、ぜひ御努力をいただきたいと思つてます。これで終わります。ありがとうございます。

○二田委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○二田委員長 この際、一般職の職員給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対し、瀬古由起子君から、また、特別職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案に対し、植竹繁雄君外三名から、それぞれ修正案が提出されております。

提出者から順次趣旨の説明を求めます。瀬古由起子君。  
一般職の職員給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案に對

する修正案  
(本号末尾に掲載)

○瀬古委員 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となつております一般職の職員給与に関する法律案等の一部を改正する法律案に對する修正案の提案理由とその内容の概要を御説明いたします。

まず初めに、本法案にある本年の給与改定は、公務員労働者とその家族の切実な要求とは大きくかけ離れた〇・七六%という極めて低い引き上げではあります。関係労働者を初め多くの国民が一日も早い実施を期待していることもあり、我が党は本法案に賛成するものであります。

なお、特別職の職員給与の改正案につきましては、現行の支給額自体もともと高額であり、勤勞者の生活実態から見ても、これ以上の引き上げには反対であります。

また、自民党提出の特別職給与法改定に對する修正案は、後で御説明がありますが、内閣総理大臣等々の高額な給与を来年四月から引き上げるといふものであり、長期の不況と低賃金に苦しむ国民を納得させるのではなく、同修正案には反対であります。

これらの立場を踏まえ、一般職の給与法修正案に對する修正案を提出するものであります。本修正案は、一般職に屬する職員の昇給停止年齢を五十五歳とする改正は行わないとする内容で、政府案の八条関係の改正規定を削るといふものであります。

次に、修正案の提案理由を申し上げます。政府案の中にある昇給停止の対象となる五十五歳の公務員は、将来に向けて給与が上がり続けることを前提に、若年中堅時代に低賃金を強いられしてきた人々であります。今回の制度改悪によって、少なくとも人事院で

保障された原則五十八歳まで昇給停止なしに働き続けるという権利が大きく侵害され、退職金や年金への影響も加えて、公務員労働者の生涯賃金を大きく左右するものであります。

日本国家公務員労働組合連合会や全法務労働組合の調査によると、昇給停止年齢の引き下げによつて、定年退職時までの所得が百五十万円以上の減少、退職金のはね返り分を含め約二百三十万円の減額になるとの試算を出しています。

五十五歳の昇給停止は、経験重視の職務編成や人事配置のもとで、多くの公務員が定年間際まで職責が高まり続ける公務の現実を無視したものであること、さらには、同一の職務にあつても年齢のみを理由として賃金上の取り扱いに差を持ち込むということなど、多くの問題点を含んでおり、容認できるものではありません。

なお、本修正案に要する費用は、約二十四億三千万円の見込みでございます。委員各位の御賛同をいただき、速やかに可決されますことを要望いたしまして、修正案の趣旨説明を終わります。

○二田委員長 次に、植竹繁雄君。  
特別職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案に對する修正案  
(本号末尾に掲載)

○植竹委員 ただいま議題となりました特別職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案につき、自民党提出の修正案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付いたしておりますので、朗読は省略させていただきます。その趣旨を申し上げます。原案では、特別職の職員俸給月額額は本年四月一日から改定することといたしているものであります。

すが、内閣総理大臣及び国務大臣並びに内閣官房副長官及び政務次官のうち国会議員から任命された者の俸給月額については、平成十一年三月三十一日までの間は従前の額に据え置くこととしようとするものであります。

なお、本修正による節約経費は、約一千万円となる見込みであります。

よろしく御賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○二田委員長 これにて両修正案の趣旨の説明は終わりました。

この際、一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聴取いたします。太田総務庁長官。

○太田国務大臣 ただいまの一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきましても、政府としては反対であります。

○二田委員長 これより両案及び両修正案を一括して討論に付するものであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

初めに、一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、瀬古由起子君提出の修正案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○二田委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○二田委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、植竹繁雄君外三名提出の修正案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○二田委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○二田委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○二田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日、議長より当委員会に参考送付されましたので、御報告申し上げます。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十分散会

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条成人の日の項中「一月十五日」を、「一月の第二月曜日」に改め、同条体育の日の項中「十月十日」を、「十月の第二月曜日」に改める。

附則

この法律は、平成十二年一月一日から施行する。

理由

ゆとりのある国民生活の実現に資するため、成人の日を一月の第二月曜日と、体育の日を十月の第二月曜日とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第六項中「(五十六歳以上の職員にあつては、人事院規則の定めるところにより、十月又は二十四月)」を削り、同条第八項ただし書中「職務の級における俸給の幅の最高額を受ける職員のうち人事院規則で定める職員」を「その俸給月額が職務の級における俸給の幅の最高額である場合に改め、同条第九項中「五十六歳以上の職員のうち人事院規則で定める年齢」を「五十五歳(人事院規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事院規則で定めるもの)」に改める。

第十条の三第一項第一号中「三十一万二千二百円」を「三十一万四千四百円」に改め、同項第二号中「五万四千四百円」を「五万六千六百円」に改める。

第十一条第四項中「四千元」を「五千元」に改める。

第十二条の二第二項中「二万円」を「二万三千元」に、「二万九千元」を「四万五千元」に改める。

第十九条の二第二項中「三千八百円」を「四千元」に、「一万八千円」を「一万九千円」に、「六千八百円」を「七千円」に、「五千七百円」を「六千円」に、「二万七千円」を「二万八千五百円」に、「二万二百円」を「一万五百円」に改め、同条第二項中「一万九千円」を「二万円」に改める。

第十九条の九第一項中「中学校」の下に、「中等教育学校の前期課程」を加え、同条第三項中「高等学校」の下に、「中等教育学校の後期課程」を加える。

第二十二條第一項中「三万八千九百円」を「三万九千二百円」に改める。

別表第一から別表第九までを次のように改める。

第一類第一号 内閣委員会議録第四号 平成十年十月六日

一三三

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円	円	円
262,600	282,500	304,400	340,300	380,200	430,100
271,800	292,000	314,700	352,700	392,800	444,800
281,100	301,800	325,100	365,100	405,400	459,500
290,400	311,800	335,800	377,200	418,000	474,300
299,700	321,800	346,500	389,100	430,700	488,800
309,300	332,000	357,200	401,000	443,100	503,200
318,900	342,200	367,300	412,900	455,300	517,500
328,500	352,200	377,100	424,900	466,900	531,800
338,100	361,900	386,900	436,800	478,300	546,100
347,600	371,400	396,600	448,000	489,400	560,400
357,200	380,800	406,300	458,200	499,200	571,800
366,700	389,900	416,000	468,000	508,200	579,200
376,000	398,700	425,200	476,000	515,800	586,300
385,100	405,900	433,600	482,800	522,900	592,500
392,900	411,800	439,800	489,500	527,500	597,300
398,700	417,000	445,800	494,200		
404,200	421,500	449,900	498,700		
407,900	425,300	453,900	503,000		
411,600	429,100	457,900			
415,200	432,900	461,700			
418,800	436,700	465,500			
422,400	440,400				
426,000					
429,600					

し、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

つた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、184,200円と

## 別表第一 行政職俸給表（第六条関係）

## イ 行政職俸給表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	188,500	223,600	241,600
2	137,300	174,200	195,600	231,900	250,800
3	141,700	181,100	202,900	240,500	260,100
4	146,300	188,500	210,200	249,600	268,900
5	151,600	194,400	218,300	258,900	277,700
6	157,500	199,800	226,400	267,600	286,500
7	163,600	205,100	234,400	276,200	295,300
8	170,000	210,400	241,900	284,700	304,000
9	174,600	215,400	248,600	293,100	312,700
10	178,300	219,900	255,100	301,300	321,200
11	181,400	224,400	261,500	309,200	329,500
12	184,200	228,800	267,300	316,700	337,200
13	186,900	233,100	272,900	324,000	344,900
14	189,100	236,500	278,100	331,100	352,300
15	191,200	239,600	283,300	337,500	358,200
16	192,800	242,700	288,000	343,300	363,300
17		245,800	292,200	347,200	367,500
18		248,700	295,900	350,700	371,000
19		250,700	299,300	354,200	374,200
20			301,800	356,600	377,200
21			303,900	359,000	379,900
22			306,000	361,400	382,600
23			308,100	363,800	385,300
24			310,200	366,200	388,000
25			312,300	368,600	390,700
26			314,300	370,900	393,500
27			316,300	373,200	
28			318,300	375,600	
29			320,300		
30			322,300		
31			324,300		
32			326,300		

備考（一） この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただ

（二） 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとする。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	—	167,600	186,600	204,900	231,900	261,000
2	123,000	174,400	192,600	211,200	239,000	268,500
3	126,700	180,500	198,700	217,800	246,100	276,100
4	130,500	186,500	204,900	224,900	253,300	284,300
5	134,200	191,900	211,100	231,800	260,300	292,500
6	138,300	197,100	217,600	238,700	267,300	301,100
7	143,100	202,500	224,400	245,100	274,100	309,700
8	147,900	208,100	230,800	251,100	280,500	318,100
9	154,000	213,600	237,200	257,000	286,400	326,300
10	160,200	218,900	243,100	262,900	292,000	334,200
11	167,400	224,600	248,800	268,400	297,600	342,000
12	174,200	229,800	254,500	273,700	303,200	349,400
13	180,200	234,700	259,800	278,800	308,600	356,700
14	185,800	239,600	265,000	283,900	313,800	363,200
15	190,600	244,400	270,000	288,800	318,700	369,500
16	195,200	248,700	274,700	293,700	323,500	375,600
17	199,900	252,900	279,600	297,900	328,000	381,500
18	204,000	256,800	284,300	301,600	332,500	387,000
19	207,800	260,100	288,800	304,900	336,700	392,200
20	210,900	262,700	292,600	308,000	340,500	396,900
21	214,000	264,800	295,300	311,000	344,100	401,600
22	217,100	266,900	297,800	313,800	347,400	405,900
23	220,100	268,600	300,200	316,500	350,000	409,300
24	222,900	270,300	302,400	319,200	352,600	
25	225,300	272,000	304,400	321,700	355,000	
26	227,600	273,700	306,400	324,000	357,400	
27	229,800	275,500	308,400	326,200	359,800	
28	232,000	277,200	310,400	328,400		
29	234,000	278,900	312,400	330,600		
30	236,000	280,600	314,400	332,800		
31	237,900	282,300	316,400	335,000		
32	239,700	284,000				
33		285,700				

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表（第六条関係）

職務の級 号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	224,800	273,500	311,600	340,300	380,200	430,100
2	158,400	236,000	285,300	324,400	352,700	392,800	444,800
3	165,200	247,300	297,300	336,100	365,100	405,400	459,500
4	174,800	258,600	309,200	346,800	377,200	418,000	474,300
5	182,000	269,600	320,900	357,500	389,100	430,700	488,800
6	189,600	280,100	332,500	367,500	401,000	443,100	503,200
7	196,700	290,600	342,600	377,200	412,900	455,300	517,500
8	204,000	301,000	352,500	386,900	424,900	466,900	531,800
9	211,300	311,400	362,100	396,600	436,800	478,300	546,100
10	219,200	321,500	371,600	406,300	448,000	489,400	560,400
11	227,300	329,600	380,900	416,000	458,200	499,200	571,800
12	235,000	337,200	390,000	425,200	468,000	508,200	579,200
13	242,400	344,900	398,800	433,600	476,000	515,800	586,300
14	249,100	351,900	405,900	439,800	482,800	522,900	592,500
15	255,600	357,000	411,800	445,800	489,500	527,500	597,300
16	262,000	360,500	415,300	449,900	494,200		
17	267,700	363,400	418,800	453,900	498,700		
18	273,000	365,900	422,300	457,900	503,000		
19	278,100	368,400	425,900	461,700			
20	283,300	370,900	429,500	465,500			
21	288,000	373,400	433,100				
22	292,200	375,900	436,700				
23	295,900						
24	299,300						
25	301,800						

備考（一） この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

（二） 1級の6号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、185,300円とする。

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円	円	円
293,400	313,700	335,500	368,300	405,100	445,100
303,100	323,900	345,900	378,800	417,500	456,800
312,800	334,200	356,300	389,300	429,800	468,500
322,900	344,600	366,700	399,700	441,300	480,200
333,100	354,800	377,200	409,900	452,000	491,700
343,500	365,000	387,700	420,000	461,900	503,200
353,700	375,100	397,800	430,100	471,700	517,500
363,900	385,200	407,900	440,100	480,800	531,800
373,800	395,100	417,900	449,900	489,900	546,100
383,500	405,000	427,900	459,500	498,700	560,400
393,200	414,900	437,900	468,500	507,500	571,800
403,000	424,800	447,700	477,100	516,300	579,200
412,700	434,700	457,000	485,700	525,100	586,300
422,600	441,700	465,600	494,300	532,600	592,500
431,500	448,500	473,400	502,600	537,000	597,300
437,500	454,400	480,200	506,900		
443,500	459,000	484,500	511,000		
448,000	463,600	488,700	515,100		
451,700	467,300	492,900			
455,300	471,000	496,700			
458,800	474,700	500,500			
462,400	478,400				
466,000					
469,600					

る職員で人事院規則で定めるものに適用する。  
 つた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、211,700円と

別表第三 税務職俸給表 (第六条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	216,800	253,300	273,000
2	153,300	198,000	224,700	262,300	282,200
3	159,600	205,400	231,900	271,500	291,500
4	167,000	212,600	239,300	280,700	300,900
5	174,400	218,300	246,800	289,900	310,100
6	182,000	223,000	254,300	299,200	319,300
7	190,800	227,700	261,700	308,300	328,500
8	198,100	232,500	267,700	317,000	337,600
9	200,900	236,100	273,600	325,600	346,500
10	203,800	239,300	279,400	334,000	355,100
11	205,900	242,200	285,000	342,100	362,300
12	207,900	245,200	290,400	349,600	368,600
13	209,700	248,200	294,800	355,100	374,500
14	211,300	251,200	298,800	359,400	380,300
15		253,300	302,400	363,500	385,600
16			305,800	367,200	390,400
17			308,000	370,000	394,100
18				372,600	397,500
19				375,000	400,900
20				377,300	403,800
21				379,600	406,500
22				381,800	
23				384,000	
24					

備考 (一) この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事す  
 (二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなる。

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円	円	円
293,400	313,700	335,500	368,300	405,100	445,100
303,100	323,900	345,900	378,800	417,500	456,800
312,800	334,200	356,300	389,300	429,800	468,500
322,900	344,600	366,700	399,700	441,300	480,200
333,100	354,800	377,200	409,900	452,000	491,700
343,500	365,000	387,700	420,000	461,900	503,200
353,700	375,100	397,800	430,100	471,700	517,500
363,900	385,200	407,900	440,100	480,800	531,800
373,800	395,100	417,900	449,900	489,900	546,100
383,500	405,000	427,900	459,500	498,700	560,400
393,200	414,900	437,900	468,500	507,500	571,800
403,000	424,800	447,700	477,100	516,300	579,200
412,700	434,700	457,000	485,700	525,100	586,300
422,600	441,700	465,600	494,300	532,600	592,500
431,500	448,500	473,400	502,600	537,000	597,300
437,500	454,400	480,200	506,900		
443,500	459,000	484,500	511,000		
448,000	463,600	488,700	515,100		
451,700	467,300	492,900			
455,300	471,000	496,700			
458,800	474,700	500,500			
462,400	478,400				
466,000					
469,600					

で人事院規則で定めるものに適用する。

つた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、

## 別表第四 公安職俸給表 (第六条関係)

## イ 公安職俸給表 (一)

職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	—	—	—	—	236,200	273,600
2	160,000	175,700	183,100	202,600	244,500	282,900
3	166,700	183,100	192,400	210,900	253,700	292,300
4	173,900	192,400	202,400	219,400	263,000	301,700
5	181,100	202,400	210,000	226,900	272,300	311,200
6	189,800	210,000	217,600	234,400	281,500	320,300
7	199,700	217,600	225,000	242,000	290,900	329,400
8	207,300	225,000	231,800	249,900	300,300	338,400
9	214,700	231,800	239,100	258,200	309,600	347,400
10	222,000	239,100	247,000	266,300	318,200	356,200
11	228,800	247,000	254,900	274,500	326,800	364,500
12	236,100	254,000	263,000	282,600	335,300	372,700
13	244,000	262,000	271,100	290,900	343,700	380,700
14	251,000	270,000	279,200	298,800	351,800	388,700
15	259,000	277,900	287,300	306,800	359,200	396,600
16	267,000	285,800	294,900	315,000	366,900	403,900
17	274,400	293,100	302,400	323,500	374,900	411,200
18	281,300	300,400	309,900	331,900	382,900	417,200
19	287,800	307,400	317,300	340,000	390,800	423,200
20	294,500	314,200	324,600	347,400	398,100	427,000
21	301,100	321,000	331,800	355,000	405,400	430,200
22	307,300	327,700	338,800	363,000	411,400	433,300
23	313,800	334,100	345,800	371,000	417,400	436,600
24	319,900	340,600	352,800	378,900	421,200	439,900
25	325,700	347,300	359,700	386,200	424,400	442,900
26	331,600	354,000	366,500	393,500	427,500	446,100
27	337,500	360,300	372,800	399,500	430,700	
28	342,600	366,000	378,500	405,500	433,900	
29	346,300	371,000	383,600	409,300	436,900	
30	350,200	375,500	388,700	412,500	439,900	
31	354,200	380,200	391,800	415,600		
32	358,100	383,000	394,700	418,800		
33	360,700	385,700	397,500	422,000		
34		388,400	400,300	425,000		
35		391,000	403,100	427,900		
36		393,700	405,900			
37			408,700			

備考 (一) この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員

(二) 3級の3号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとな

206,400円とする。

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円	円	円
293,400	313,700	335,500	368,300	405,100	445,100
303,100	323,900	345,900	378,800	417,500	456,800
312,800	334,200	356,300	389,300	429,800	468,500
322,900	344,600	366,700	399,700	441,300	480,200
333,100	354,800	377,200	409,900	452,000	491,700
343,500	365,000	387,700	420,000	461,900	503,200
353,700	375,100	397,800	430,100	471,700	517,500
363,900	385,200	407,900	440,100	480,800	531,800
373,800	395,100	417,900	449,900	489,900	546,100
383,500	405,000	427,900	459,500	498,700	560,400
393,200	414,900	437,900	468,500	507,500	571,800
403,000	424,800	447,700	477,100	516,300	579,200
412,700	434,700	457,000	485,700	525,100	586,300
422,600	441,700	465,600	494,300	532,600	592,500
431,500	448,500	473,400	502,600	537,000	597,300
437,500	454,400	480,200	506,900		
443,500	459,000	484,500	511,000		
448,000	463,600	488,700	515,100		
451,700	467,300	492,900			
455,300	471,000	496,700			
458,800	474,700	500,500			
462,400	478,400				
466,000					
469,600					

人事院規則で定めるものに適用する。

つた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、211,700円と

ロ 公安職俸給表(二)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
1	円 —	円 —	円 216,800	円 253,300	円 273,000
2	153,300	198,000	224,700	262,300	282,200
3	159,800	205,400	231,900	271,500	291,500
4	167,700	212,600	239,300	280,700	300,900
5	175,700	218,300	246,800	289,900	310,100
6	183,800	224,000	254,300	299,200	319,300
7	191,400	229,400	261,700	308,300	328,500
8	198,100	234,600	268,600	317,000	337,600
9	202,500	239,600	275,200	325,600	346,500
10	206,800	244,200	281,800	334,000	355,100
11	210,900	248,900	288,200	342,100	363,100
12	214,900	254,100	294,000	349,600	370,900
13	218,600	259,300	299,600	356,200	378,500
14	222,000	264,400	305,100	361,600	386,000
15	225,600	269,200	310,700	366,600	392,600
16	228,900	273,400	315,400	371,200	398,000
17	232,100	277,100	319,900	374,400	402,900
18	234,900	280,800	324,100	377,500	406,700
19	237,500	282,800	327,500	380,300	410,200
20	239,900		330,000	383,200	413,400
21	241,900		332,000	386,100	416,300
22			334,000	388,400	419,000
23			336,000	390,700	
24			338,000	393,000	
25			340,100		
26			342,100		

備考(一) この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で

(二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとする。

別表第五 海事職俸給表（第六条関係）

イ 海事職俸給表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	256,200	308,500	336,900	375,400	463,100
2	164,800	218,800	265,300	322,400	348,500	389,000	476,100
3	174,300	227,500	275,000	335,600	360,100	402,500	489,000
4	184,100	236,400	285,500	346,900	371,700	420,300	501,600
5	193,900	244,200	299,300	358,300	383,200	438,000	514,100
6	204,400	252,100	313,000	369,700	394,300	455,200	526,100
7	215,100	259,600	326,100	381,100	408,600	467,500	537,700
8	221,800	267,200	334,700	392,200	422,600	479,400	548,200
9	228,100	275,100	343,300	403,300	436,100	490,500	557,700
10	232,700	282,400	351,900	414,200	445,600	501,600	564,900
11	236,400	289,500	360,000	425,000	454,800	512,300	572,000
12	240,300	295,900	367,700	433,700	463,400	521,200	578,700
13	244,200	301,700	375,200	440,900	471,700	528,600	585,100
14	248,100	307,500	382,500	448,000	478,600	534,800	590,800
15	251,400	312,200	389,500	454,900	483,900	540,400	595,400
16	254,600	316,800	396,200	459,400	488,300	545,700	
17	257,900	321,200	402,300	463,000	492,400	549,800	
18	261,000	324,300	405,500	466,500	496,500	553,900	
19	263,000	327,400	408,500	470,000	500,600	558,000	
20			411,500	473,600	504,500	562,100	
21			414,500	477,200	508,300		
22			417,500	480,800	512,100		
23			420,500	484,400	516,000		
24			423,500	488,000			
25			426,600	491,700			
26			429,700				
27			432,800				

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表 (二)

職務の級 号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額
1	円 —	円 —	円 206,300	円 234,000	円 267,000	円 300,200
2	139,600	175,000	213,200	241,400	275,200	308,500
3	143,500	182,900	219,600	249,200	283,900	316,800
4	148,400	191,600	226,600	258,000	292,000	325,100
5	154,300	199,200	233,900	266,600	299,200	333,500
6	160,200	205,800	241,300	274,700	306,100	342,400
7	167,100	212,300	249,100	282,900	312,700	351,000
8	174,700	217,800	257,700	289,700	319,300	359,300
9	181,900	224,100	266,200	296,300	325,500	367,300
10	190,200	230,400	274,100	302,800	331,600	375,400
11	197,800	237,000	281,700	309,000	337,500	383,500
12	204,200	243,600	288,300	314,800	343,300	391,200
13	210,600	249,700	294,700	320,000	349,100	398,800
14	216,000	256,200	301,000	325,200	354,500	406,000
15	221,300	262,500	306,700	329,800	359,500	412,400
16	226,600	268,300	312,200	334,100	364,400	418,500
17	231,800	274,100	316,800	337,900	368,800	424,600
18	236,700	279,600	321,300	341,400	372,700	430,500
19	241,800	285,100	325,600	344,900	375,800	436,300
20	246,300	289,900	329,400	348,000	378,800	441,500
21	249,600	293,800	332,100	351,100	381,800	446,400
22	252,600	296,600	334,800	353,400	384,800	450,800
23	254,600	299,400	337,400	355,700	387,800	454,500
24		301,800	339,700	358,000	390,800	
25		303,900	341,800	360,300	393,700	
26		305,700	343,800	362,600	396,600	
27		307,500	345,800	364,900	399,500	
28		309,300	347,800	367,300		
29		311,100	349,800	369,700		
30			351,800			
31			353,800			

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

## 別表第六 教育職俸給表（第六条関係）

## イ 教育職俸給表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	259,100	292,700	376,800
2	164,200	207,100	272,200	308,000	392,500
3	172,300	216,100	285,300	323,400	405,300
4	182,600	225,400	299,300	338,800	418,000
5	193,500	234,900	313,400	354,400	430,400
6	201,300	244,500	327,500	369,900	442,400
7	208,900	257,500	341,200	385,300	454,400
8	216,700	270,400	354,800	396,800	466,300
9	225,200	283,300	368,400	407,800	478,000
10	234,800	295,400	378,600	417,800	489,700
11	242,900	307,600	388,800	427,100	501,500
12	251,700	319,600	398,700	435,900	513,200
13	260,000	327,700	407,600	444,600	525,000
14	268,000	334,800	416,300	452,500	536,700
15	275,500	341,700	424,300	460,300	547,500
16	282,900	348,400	432,000	467,800	557,000
17	289,700	355,000	439,500	474,500	566,500
18	296,300	361,100	446,900	480,600	575,800
19	302,800	367,200	453,300	486,500	585,000
20	308,900	373,100	458,600	492,400	593,600
21	314,800	378,800	463,500	498,100	600,100
22	319,900	384,500	466,800	503,600	605,200
23	324,700	389,500	470,100	508,900	610,000
24	329,300	393,800	473,400	513,100	
25	333,000	396,900	476,600	516,600	
26	336,300	399,900	479,800	520,100	
27	339,500	402,900	483,000		
28	342,400	405,800	486,200		
29	344,700	408,700			
30	346,900	411,600			
31	349,100	414,500			
32	351,300	417,400			
33	353,400	420,400			
34	355,600	423,400			
35	357,800				
36	360,000				
37	362,200				
38	364,600				

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	—	—	318,900	417,400
2	150,400	195,100	332,900	427,600
3	156,900	202,100	346,500	437,500
4	164,200	209,500	357,000	447,400
5	172,300	217,100	367,400	457,200
6	181,500	225,100	378,000	466,500
7	191,600	236,400	388,100	475,700
8	198,400	248,300	398,100	484,600
9	205,400	260,400	408,000	493,900
10	212,200	273,300	417,500	503,200
11	219,500	286,400	426,700	513,500
12	227,100	299,800	435,800	522,900
13	235,500	313,800	444,500	531,600
14	243,400	327,700	452,600	539,200
15	251,400	340,700	460,600	548,800
16	259,600	350,900	468,500	
17	267,600	361,100	476,900	
18	275,500	371,200	485,300	
19	283,300	380,800	493,500	
20	290,300	390,300	501,700	
21	297,000	399,500	509,900	
22	303,300	407,700	516,900	
23	309,500	415,300	521,100	
24	315,500	422,800		
25	321,500	430,000		
26	327,400	436,700		
27	333,200	442,500		
28	338,800	448,100		
29	344,100	453,200		
30	348,100	457,800		
31	351,300	462,300		
32	354,400	466,700		
33	357,400	469,700		
34	359,500			
35	361,600			
36	363,600			
37	365,500			
38	367,400			
39	369,600			
40	371,800			

備考(一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職俸給表 (三)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	—	—	276,800	412,300
2	150,400	166,400	290,700	421,400
3	156,900	174,800	304,800	430,200
4	164,200	184,000	318,900	439,000
5	172,300	195,100	332,900	447,500
6	181,500	202,100	346,500	455,600
7	191,600	209,500	357,000	463,600
8	198,400	217,100	367,400	471,100
9	205,300	225,100	377,800	478,400
10	212,000	236,400	386,900	485,300
11	218,900	248,300	395,600	492,600
12	226,000	260,400	404,100	499,900
13	233,700	273,300	412,400	506,600
14	241,200	286,400	420,400	511,900
15	248,400	299,800	428,300	516,000
16	255,500	313,800	435,900	
17	262,300	327,700	443,100	
18	268,900	340,700	450,100	
19	275,500	350,900	456,900	
20	281,600	360,900	463,200	
21	287,000	370,900	468,800	
22	292,100	379,400	473,700	
23	296,900	387,800	478,100	
24	301,300	395,700	481,900	
25	304,800	402,900	485,100	
26	308,300	409,600	488,100	
27	311,800	415,500		
28	314,400	421,100		
29	316,300	426,400		
30	318,200	431,400		
31	320,100	436,400		
32	322,000	440,700		
33	323,900	445,000		
34		449,300		
35		453,000		
36		455,600		

備考 (一) この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

## 二 教育職俸給表(四)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	208,300	259,100	323,400	466,200
2	173,100	216,700	272,200	338,800	477,900
3	184,000	225,700	285,300	354,400	489,500
4	195,500	235,100	299,600	369,900	501,100
5	207,100	244,600	313,900	385,300	512,700
6	214,100	257,500	328,200	396,800	524,600
7	221,800	270,400	343,700	407,800	536,300
8	229,600	283,300	359,100	419,100	547,200
9	237,700	296,400	374,500	430,400	556,700
10	246,000	309,500	385,900	442,400	566,200
11	254,700	322,700	396,900	454,400	575,500
12	263,300	335,900	407,700	466,300	584,700
13	271,600	349,100	417,700	478,000	593,200
14	279,500	362,200	427,100	489,600	599,900
15	287,400	371,400	435,700	501,200	605,000
16	294,800	380,600	444,100	512,800	609,800
17	302,200	389,800	451,800	524,700	
18	309,000	398,200	459,400	533,500	
19	315,500	406,600	465,900	539,000	
20	321,300	414,700	471,600	544,400	
21	326,700	422,700	477,100	550,300	
22	331,700	430,400	482,200	556,100	
23	336,700	438,000	487,200	561,700	
24	341,200	444,500	492,200	566,400	
25	345,500	450,200	495,800	570,700	
26	349,000	455,700	499,400		
27	351,700	460,800	502,900		
28	354,200	465,800			
29	357,100	470,800			
30	359,900	474,400			
31	362,700	477,800			
32	365,300	481,100			
33	367,900				
34	370,500				
35	373,200				
36	375,900				
37	378,600				

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表 (第六条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	261,500	304,100	350,600
2	137,400	187,600	275,100	318,300	363,200
3	141,800	197,700	288,700	332,600	375,900
4	147,000	206,800	302,300	346,900	388,600
5	153,400	216,000	316,200	358,000	401,000
6	161,200	225,600	330,200	368,500	414,100
7	169,800	237,500	344,100	378,500	427,300
8	178,900	249,500	354,400	388,300	441,300
9	187,700	261,300	364,000	397,900	455,000
10	195,000	271,700	372,800	407,400	468,500
11	202,500	282,100	380,700	416,500	482,000
12	210,300	292,300	387,700	425,600	495,000
13	218,300	299,600	394,400	434,700	507,700
14	226,700	306,500	400,900	443,500	519,900
15	235,300	313,400	407,300	451,500	531,800
16	243,700	320,300	413,300	459,400	543,700
17	250,100	327,200	418,800	467,300	555,600
18	256,400	334,000	423,600	475,100	566,400
19	262,600	340,700	428,200	482,000	574,500
20	268,700	347,300	432,400	488,900	581,600
21	274,400	353,800	436,600	494,300	587,700
22	279,800	358,900	440,700	499,000	593,100
23	285,000	363,300	444,800	503,000	597,300
24	290,200	366,300	448,400		
25	295,100	369,300	451,900		
26	299,000	372,300			
27	302,800	375,300			
28	305,800	378,300			
29	308,400	381,300			
30	310,600				
31	312,800				
32	315,000				

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## 別表第八 医療職俸給表（第六条関係）

### イ 医療職俸給表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	—	303,200	355,500	438,600
2	241,000	319,800	372,800	451,900
3	251,200	336,400	390,000	464,300
4	266,700	353,200	407,200	476,500
5	283,100	370,100	420,300	488,300
6	299,400	387,200	433,700	500,000
7	315,200	404,300	446,700	511,200
8	331,000	417,300	459,000	521,900
9	346,300	429,000	470,900	532,600
10	359,500	439,900	482,100	542,800
11	372,600	449,800	493,100	552,900
12	385,400	459,200	504,000	562,300
13	394,900	468,500	514,300	571,200
14	404,000	477,600	524,500	580,100
15	411,600	486,700	533,500	588,800
16	416,400	495,600	542,500	597,500
17	421,100	502,100	551,400	605,700
18	424,000	507,500	558,500	612,400
19		512,100	565,300	617,700
20		515,800	570,200	622,500
21		519,600	575,100	
22		523,400	579,900	
23		527,000	584,200	
24		530,600	588,500	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 俸	俸給月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	210,100	234,300	271,800	314,700	351,400	418,100
2	141,900	180,200	217,300	242,700	281,500	325,100	363,400	430,600
3	147,500	186,900	225,000	251,400	291,200	335,500	375,400	443,100
4	154,400	193,600	233,100	260,100	301,000	345,800	387,300	455,600
5	161,300	200,300	241,400	268,800	310,900	356,100	399,100	468,000
6	169,000	207,000	249,900	277,500	320,800	366,000	410,900	480,400
7	176,700	213,800	258,500	286,300	330,900	375,800	423,100	492,800
8	183,100	220,700	267,000	295,200	340,800	385,600	435,300	505,400
9	189,500	227,700	275,600	304,200	350,500	395,500	447,000	518,300
10	194,900	235,200	284,100	313,200	360,000	405,500	457,600	531,100
11	200,300	242,200	292,600	322,000	369,400	415,400	467,700	539,100
12	205,600	249,100	300,900	330,500	378,200	424,600	476,000	546,500
13	210,800	255,700	309,000	338,500	387,100	433,200	482,800	553,400
14	215,700	262,300	316,900	346,400	395,200	439,600	489,500	560,200
15	220,200	268,100	324,500	353,900	401,500	445,700	496,400	565,600
16	224,700	273,600	331,800	360,000	407,800	449,900	500,800	570,100
17	229,000	278,800	338,600	365,400	412,700	453,900	505,100	
18	233,300	284,000	344,800	370,300	417,500	457,900		
19	236,800	288,700	349,000	374,000	421,500	461,700		
20	239,900	293,200	353,200	377,600	425,200	465,500		
21	242,900	296,500	356,900	381,000	428,800			
22	245,400	299,100	359,700	384,100	432,400			
23	247,300	301,500	362,500	387,000	436,000			
24		303,400	365,000	389,500				
25		305,300	367,400	392,000				
26		307,200	369,600	394,700				
27		309,200	371,800	397,500				
28		311,200	374,000					
29			376,300					
30			378,700					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で  
人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表 (三)

職名の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	225,800	249,200	281,200	318,700	353,500
2	155,300	182,700	232,900	256,700	289,900	328,500	365,500
3	160,900	191,300	241,300	264,300	298,600	338,800	377,500
4	166,900	200,700	248,800	271,900	307,300	349,400	389,500
5	173,200	206,600	256,300	279,500	316,200	359,800	401,400
6	181,600	212,700	263,800	287,500	325,000	369,700	413,800
7	190,200	218,800	271,300	295,500	333,700	379,600	426,300
8	199,000	225,500	278,800	303,600	342,200	389,500	438,100
9	204,200	232,600	286,400	311,800	350,000	399,500	449,600
10	209,500	240,500	294,200	320,000	357,800	409,700	460,600
11	214,900	248,000	302,000	328,000	365,600	420,100	471,200
12	220,500	255,500	309,800	335,700	373,300	429,800	480,700
13	226,300	262,900	317,300	343,000	381,100	438,700	488,900
14	232,400	270,400	324,600	350,200	388,800	447,600	497,000
15	238,300	277,800	331,800	357,300	396,500	456,500	504,900
16	244,100	285,200	338,500	364,200	404,000	464,700	512,200
17	249,900	292,600	345,100	370,900	411,100	472,800	517,100
18	255,600	299,900	351,300	377,400	417,300	480,700	521,400
19	261,400	307,000	357,400	383,700	422,200	488,000	525,400
20	267,000	314,100	363,500	389,600	426,600	492,900	
21	272,300	321,100	369,600	395,100	431,000	497,100	
22	277,400	327,400	375,400	400,200	435,000	500,800	
23	281,700	333,500	380,700	404,200	438,500		
24	286,300	339,600	385,900	407,800	441,200		
25	290,500	345,300	390,200	411,200			
26	294,600	349,400	393,600	414,600			
27	298,200	353,000	396,700	417,600			
28	301,600	356,300	399,600	420,200			
29	304,200	359,100	402,400				
30	306,400	361,300	405,200				
31	308,300	363,500	407,700				
32	310,300	365,600					
33	312,400	367,600					
34	314,500	369,700					
35	316,500	371,800					
36	318,400	374,100					
37	320,300	376,500					
38	322,400	378,900					
39	324,400						
40	326,500						
41	328,500						

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 指定職俸給表（第六条関係）

号	俸	俸 給 月 額
1		円 593,000
2		658,000
3		729,000
4		810,000
5		873,000
6		937,000
7		1,025,000
8		1,106,000
9		1,185,000
10		1,269,000
11		1,346,000
12		1,375,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(一) 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正)

第二条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項の表を次のように改める。

号	俸	俸給月額 円
1		421,000
2		497,000
3		578,000
4		673,000
5		785,000
6		897,000

第六條第二項の表を次のように改める。

号	俸	俸給月額 円
1		345,000
2		386,000
3		418,000

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)第十九条の二第一項及び第二項の改正規定は平成十一年一月一日から、第一条中給与法第八條第六項、第八項及び第九項並びに第十九条の九第一項及び第三項の改正規定並びに附則第十一項から第十三項までの規定は同年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第七項において同じ。)による改正後の給与法(附則第十一項を除き、以下「改正後の給与法」という。)の規定及び第二条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(附則第十四項において「改正後の任期付研究員法」という。)の規定は、平成十年四月一日から適用する。  
(特定の職務の級の切替え)

3 平成十年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級が公安職俸給表(一)の二級であった職員(切替日における職務の級は、人事院の定めるところにより、同表の特二級又は二級とする。)(特定の号俸の切替え等)

4 前項の規定により切替日における職務の級が公安職俸給表(一)の特二級となる職員(附則第六項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)に対応する附則別表の新号俸欄に定める号俸とし、前項の規定により切替日における職務の級が公安職俸給表(一)の二級となる職員(附則第六項に規定する職員を除く。)の新号俸は、旧号俸と同じ号数の号俸とする。

5 前項の規定により新号俸を決定される職員に對する切替日以降における最初の改正後の給与法第八條第六項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間(人事院の定める職員に於ける期間に通算する。)(最高号俸等の切替え等)

6 切替日の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。  
(切替期間における異動者の号俸等)

7 切替日からこの法律の施行の日(附則第十項において「施行日」という。)の前日までの間に於いて、第一条の規定による改正前の給与法(附則第十一項を除き、以下「改正前の給与法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員、改正後の給与法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受

けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。  
(切替日前の異動者の号俸等の調整)

8 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(職員が受けていた号俸等の基礎)

9 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の給与法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。  
(施行日から平成十一年三月三十一日までの間における異動者の号俸等の調整)

10 施行日から平成十一年三月三十一日までの間に於いて、改正後の給与法の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員(当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動については、まず改正前の給与法の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与法の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。)

11 平成十一年四月一日(以下この項及び次項において「基準日」という。)前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員のうち、基準日において五十五歳(第一条の規定による改正後の給与法(次項及び附則第十三項において「新給与法」という。))第八條第九項の人事院規則で定める職員に於ては、同項の人事院規則で定める年齢。次項において「昇給停止年齢」という。)を超えている職員(基準日において第一条の規定による改正前の給与法第八條第九項の人事院規則で定める年齢を超えていない職員に限る。次項において「昇給停止年齢超過職員」という。)の昇給については、なお従前の例による。

12 基準日前から引き続き俸給表の適用を受ける職員のうち、基準日後に昇給停止年齢を超える職員で、基準日の前日におけるその年齢と昇給停止年齢との近接の度を考慮して昇給停止年齢超過職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員については、新給与法第八條第九項本文の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、人事院規則の定めるところにより、昇給させることができる。基準日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員のうち、任用の事情等を考慮して昇給停止年齢超過職員又はこの項前段の人事院規則で定める職員との権衡上必要があると認められる職員として人事院規則で定める職員についても、同様とする。

13 前項前段の人事院規則で定める職員及び当該職員との権衡上必要があると認められる職員として同項後段の人事院規則で定める職員のうち、新給与法第八條第九項の人事院規則で定める職員、五十六歳に達した日から同項の人事院規則で定める年齢に達する日までの間における給与法第八條第六項又は第八項ただし書の規定による昇給については、なお従前の例による。  
(給与の内払)

14 改正後の給与法又は改正後の任期付研究員法の規定を適用する場合には、改正前の給与法又は第二条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法又は改正後の任期付研究員法の規定による給与の内払とみなす。  
(人事院規則への委任)

15 附則第三項から前項までに定めるものは、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

公安職俸給表(一)の  
特2級となる職員  
の号俸の切替表

旧号俸	新号俸
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35

理由

人事院の国会及び内閣に対する平成十年八月十二日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額、初任給調整手当、扶養手当、単身赴任手当及び宿日直手当の額の改定を行うとともに、五十五歳を超える職員について一定期間を良好な成績で勤務したことによる昇給を行わないこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案の修正案

一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中一般職の職員の給与に関する法律第八條第六項、第八項及び第九項並びに「及び」並びに附則第十一項から第十三項までの規定を削る。

附則第二項中「附則第十一項を除き、」を削り、「附則第十四項」を「附則第十一項」に改める。

附則第七項中「附則第十一項を除き、」を削る。附則第十一項から第十三項までを削り、附則第十四項を附則第十一項とし、附則第十五項を附則第十二項とする。

本修正の結果必要とする経費は、平年度約二十四億三千万円の見込みである。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を修正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十九号の七の二を削る。

第三条第二項中「百三十六万四千円」を「百三十七万五千円」に改め、同条第三項中「百六十七万七千円」を「百六十八万二千円」に、「八十六万七千円」を「八十七万三千円」に改める。

第四条第二項中「三万八千九百円」を「三万九千二百円」に、「七万二千二百円」を「七万八千八百円」に改める。

第九条中「三万八千九百円」を「三万九千二百円」に改める。

別表第一俸給月額の欄中「二、二八八、〇〇〇

円」を「二、三〇四、〇〇〇円」に、「一、六七〇、〇〇〇円」を「一、六八二、〇〇〇円」に、「一、五九九、〇〇〇円」を「一、六一〇、〇〇〇円」に、「一、三六四、〇〇〇円」を「一、三七五、〇〇〇円」に、「一、三五四、〇〇〇円」を「一、三六五、〇〇〇円」に、「一、三三五、〇〇〇円」を「一、三五六、〇〇〇円」に、「一、一八五、〇〇〇円」を「一、一八五、〇〇〇円」に改める。

別表第二俸給月額の欄中「一、五九九、〇〇〇円」を「一、六一〇、〇〇〇円」に、「一、三五四、〇〇〇円」を「一、三六五、〇〇〇円」に、「一、三三五、〇〇〇円」を「一、三五六、〇〇〇円」に、「一、一七七、〇〇〇円」を「一、一八五、〇〇〇円」に、「一、〇四一、〇〇〇円」を「一、〇四八、〇〇〇円」に改める。

別表第三俸給月額の欄中「五一六、五〇〇円」を「五一二、一〇〇円」に、「四八〇、〇〇〇円」を「四八四、八〇〇円」に、「四四〇、〇〇〇円」を「四四四、四〇〇円」に、「三九六、五〇〇円」を「四〇〇、五〇〇円」に、「三五三、三〇〇円」を「三五六、八〇〇円」に、「三一八、〇〇〇円」を「三二一、二〇〇円」に、「二九一、三〇〇円」を「二九四、二〇〇円」に、「二七〇、二〇〇円」を「二七二、九〇〇円」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律(第一条第十九号の七の二を削る改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の特別職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の給与法」という。)の規定は、平成十年四月一日から適用する。

2 改正後の給与法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与法の規定による給与の内払とみなす。

理由  
一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を修正する法律案に対する修正案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「の規定」の下に「及び附則第三項の規定」を加える。

附則に次の一項を加える。

(平成十一年三月三十一日までの間の内閣総理大臣等の俸給月額)

3 内閣総理大臣及び國務大臣並びに内閣官房副長官及び政務次官のうち国会議員から任命されたものの俸給月額は、改正後の給与法別表第一の規定にかかわらず、平成十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。